

国内外における税制のグリーン化に関する状況について

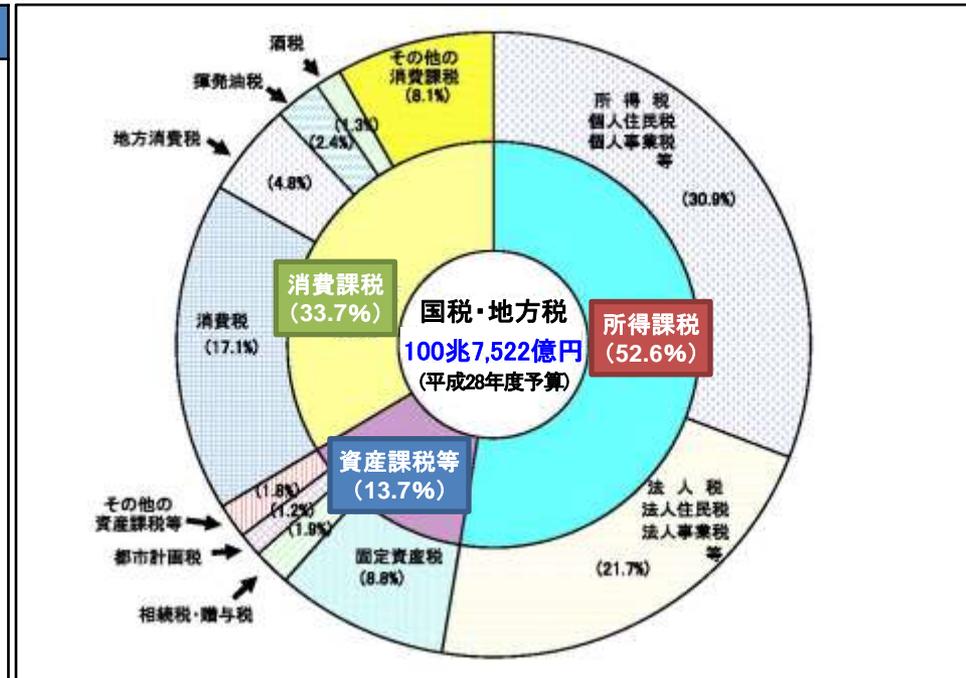
我が国の環境関連税制の動向

我が国の税制の概要

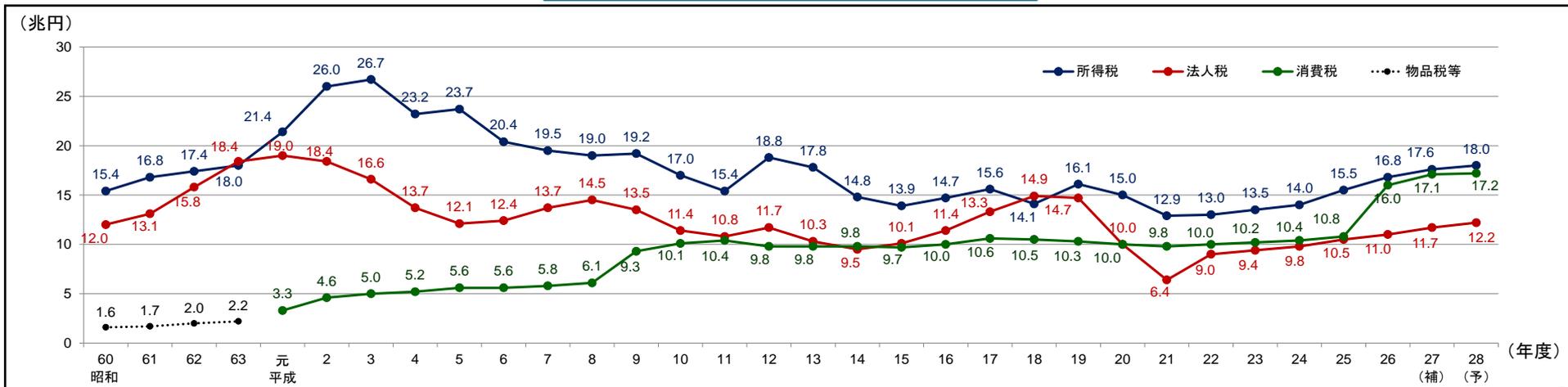
国税・地方税の税目

	国 税	地 方 税		国 税	地 方 税
所得課税	所得税 法人税 地方法人特別税 復興特別所得税 地方法人税	住民税 事業税	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 自動車重量税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 軽油引取税 自動車取得税 ゴルフ場利用税 入湯税 自動車税 軽自動車税 鉱産税 狩猟税 鉱区税
	資産課税等	不動産取得税 固定資産税 事業所税 都市計画税 相続税・贈与税 登録免許税 印紙税		不動産取得税 固定資産税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 特別土地保有税 法定外普通税 法定外目的税 国民健康保険税	

国税・地方税の内訳



主要税目の税収の推移



(出典) 財務省「国税・地方税の税目・内訳」、財務省「主要税目の税収(一般会計分)の推移」

我が国の環境関連税制

エネルギー課税

税目 (課税主体)	課税対象	税率	税収 (平成28年度予算)	使途
揮発油税 (国)	揮発油 製造場から移出し、又は保税地域から引き取るもの	48.6円/ℓ (本則: 24.3円/ℓ)	23,860億円	一般財源
地方揮発油税 (国)		5.2円/ℓ (本則: 4.4円/ℓ)	2,553億円	一般財源 (都道府県、指定市及び市町村の一般財源としての全額譲与)
石油ガス税 (国)	自動車用石油ガス 充てん場から移出し、又は保税地域から引き取るもの	17.5円/kg	180億円	一般財源 (税収の1/2は都道府県及び指定市の一般財源としての譲与)
軽油引取税 (都道府県)	軽油 特約業者又は元売業者からの引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの	32.1円/ℓ (本則: 15.0円/ℓ)	9,245億円	一般財源
航空機燃料税 (国)	航空機燃料 航空機に積み込まれるもの	18.0円/ℓ ※H29.3までの特例税率 (本則: 26.0円/ℓ)	669億円	空港整備等(税収の2/9は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として譲与)
石油石炭税 (国)	原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭 採取場から移出し、又は保税地域から引き取るもの	<ul style="list-style-type: none"> 原油、石油製品 2,040円/kℓ LPG、LNG等 1,080円/t 石炭 700円/t 	6,880億円	燃料安定供給対策 (石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るための、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置)
	地球温暖化対策のための課税の特例	CO ₂ 排出量に応じた税率を上乗せ ※H24.10から施行。3年半かけて税率を段階的に引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 原油、石油製品 760円/kℓ LPG、LNG等 780円/t 石炭 670円/t 	— エネルギー需給構造高度化対策 (内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るための、省エネルギー・新エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源CO ₂ 排出抑制対策などの措置)
電源開発促進税 (国)	販売電気 一般電気事業者が販売するもの	375円/1000kwh	3,200億円	電源立地対策 (発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付及び発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置) 電源利用対策 (発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置) 原子力安全規制対策 (原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置(独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含む。))

計 4兆6,587億円

車体課税

自動車重量税 (国)	自動車 自動車検査証の交付等を受ける検査自動車及び車両番号の指定を受ける届出軽自動車	[例]乗用車 車両重量0.5tにつき <ul style="list-style-type: none"> 自家用 4,100円/年 営業用 2,600円/年 (本則: いずれも2,500円)	6,492億円	一般財源 (税収の407/1000は、市町村の一般財源として譲与) 税収の一部を公害健康被害の補償費用として交付
自動車税 (都道府県)	自動車 4月1日に所有する乗用車、トラック等	[例]乗用車・自家用 総排気量1.5~2ℓ 39,500円/年	15,248億円	一般財源
軽自動車税 (市町村)	軽自動車等 4月1日に所有する軽自動車、原動機付自転車等	[例]乗用車・自家用 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日以降 10,800円/年 (平成27年3月31日以前は7,200円/年) 	2,442億円	一般財源
自動車取得税 (都道府県)	自動車 取得する自動車	<ul style="list-style-type: none"> 自家用 取得価額の3% 営業用・軽自動車 " の2% (本則: いずれも3%)	1,075億円	一般財源 (税収の95/100×7/10は市町村に交付(この他、指定都市に加算))

計 2兆5,257億円

環境関連の主な現行の税制措置

持続可能な社会

◇廃棄物の適正処理

- ・廃棄物処理施設に対する事業所税の非課税・軽減（課税標準の特例）
- ・ごみ処理施設や一般廃棄物最終処分場に係る固定資産税の軽減（課税標準の特例）
- ・廃棄物処理事業に使用する軽油に係る軽油引取税の免除 等

◇生物多様性の保全

- ・国立公園等に係る固定資産税の非課税
- ・国立公園等の区域内の土地を譲渡する場合の特例（譲渡所得の特別控除）
- ・国立公園特別保護地区等に存する土地を相続した場合における相続税の特例措置（物納劣後財産に該当しないものとみなす措置） 等

循環型社会

自然共生型社会

◇地球温暖化対策のための税

- ・石油石炭税の税率の特例（CO₂排出量に応じた税率の上乗せ）

◇再生可能エネルギー促進

- ・再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減（課税標準の特例）

◇環境関連投資促進税制

- ・環境関連投資に係る投資型減税（法人税の特別償却等）

◇車体課税のグリーン化

- ・環境性能に優れた自動車に係る
 - ・自動車重量税の見直し・エコカー減税
 - ・自動車取得税の軽減（エコカー減税）
 - ・自動車税のグリーン化特例（軽課・重課）

◇省エネ住宅等

- ・住宅の省エネルギーフォームに係る投資型減税（所得税額の特別控除）
- ・省エネルギーフォームをした住宅に係る固定資産税の軽減

◇バイオ燃料

- ・バイオエタノール混合ガソリンに係る揮発油税等の特例（混和分の控除） 等

低炭素社会

◇低公害型社会の実現

- ・公害防止施設に係る事業所税の軽減（課税標準の特例）
- ・公害防止施設に係る固定資産税の軽減（課税標準の特例）

安全が確保される社会

◇東日本大震災からの復旧・復興

- ・汚染廃棄物等に係る処理施設の設置促進のための所得税等の特例措置（譲渡所得の特別控除） 等

※ その他、基盤的措置として、環境関連を含む研究開発促進のための法人税額の特別控除（R&D税制）がある。

地方における税制のグリーン化の状況

各地方公共団体における環境保全関連の税

(平成28年4月現在)

分野	課税措置等の例	都道府県／市町村名	税収額 (億円)
廃棄物・リサイクル対策	産業廃棄物税等(最終処分場等への産業廃棄物の搬入に課税【法定外目的税】)	三重県、岡山県、広島県、鳥取県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、山口県、新潟県、京都府、宮城県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県、福岡県北九州市【計28件】	77 ※1,4
森林・水源環境の保全	森林環境税等(森林環境の保全に係る住民税均等割の超過課税)※2	高知県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県、岩手県、福島県、静岡県、滋賀県、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県、山形県、神奈川県、富山県、石川県、和歌山県、広島県、長崎県、秋田県、茨城県、栃木県、長野県、福岡県、佐賀県、愛知県、宮城県、山梨県、岐阜県、群馬県、三重県、大阪府、横浜市【計37件】	283 ※3
原発立地及び周辺地域の安全対策等※5	核燃料税(原子炉への核燃料挿入に課税【法定外普通税】)	宮城県	10 ※1
	核燃料税(原子炉への核燃料挿入、原子炉設置による発電に課税【法定外普通税】)	福井県※4、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、新潟県、北海道、石川県【計9件】	111 ※1
	核燃料等取扱税(原子炉の設置、原子炉への核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ・保管等に課税【法定外普通税】)	茨城県	9 ※1
	核燃料物質等取扱税(ウランの濃縮、原子炉の設置、原子炉への核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ等に課税【法定外普通税】)	青森県	181 ※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の貯蔵に課税【法定外普通税】)	鹿児島県薩摩川内市	4 ※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の保管に課税【法定外目的税】)	新潟県柏崎市	6 ※1
その他	砂利採取税等(砂利等の採取に課税【法定外普通税・法定外目的税】)	神奈川県山北町(法定外普通税)、京都府城陽市(法定外目的税)【計2件】	0.2 ※1
	乗鞍環境保全税(乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数に課税【法定外目的税】)	岐阜県	0.2 ※1
	遊漁税(河口湖での遊漁行為に課税【法定外目的税】)	山梨県富士河口湖町	0.1 ※1
	環境協力税(旅客船等により各村へ入域する行為に課税【法定外目的税】)	沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村【計3件】	0.2 ※1
	歴史と文化の環境税(有料駐車場に駐車する台数に課税【法定外普通税】)	福岡県太宰府市	0.7 ※1
	開発事業等緑化負担税(開発行為等の行われる土地面積に課税【法定外目的税】)※5	大阪府箕面市	0.3 ※1

※1 総務省「法定外税の概要(平成28年4月現在)」に記載された平成26年度決算額をもとに作成(森林環境税等を除く)。

※2 地方自治体が自主的に地方税の税目や税率を定めて課税できる課税自主権に基づく。大阪府は平成28年度から森林環境税を導入(個人府民税均等割額に年額300円を加算、税収11.3億円の予定)。

※3 森林環境税の税収は、林野庁開取調査による平成26年度税収見込み額(大阪府(平成28年度導入)は含まない)。横浜市は同市公表資料に基づく。

※4 福井県は平成28年11月に更新時期を迎える核燃料税について、県外搬出を促すべく、原発内に貯蔵されている使用済み核燃料への課税を検討しているとの報道。

※5 平成28年7月1日導入予定。税収は平年度見込額。

諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ①

分野		諸外国の状況		我が国における状況	
		課税措置の例	(主な)実施国		
低炭素社会	地球温暖化対策	エネルギー課税(炭素税)	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国	地球温暖化対策のための税等	
		車体課税(取得・保有・利用税)	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国	車体課税のグリーン化等	
		フロン税(オゾン層破壊物質や含有製品の使用・販売行為等への課税)	オーストラリア、チェコ、デンマーク、ノルウェー、米国	—	
循環型社会	廃棄物・リサイクル対策	廃棄物税(廃棄物全般の処理行為、廃タイヤ・塩ビ等の個別物品への課税)	オーストラリア(ニューサウスウェールズ州)、オーストリア、ベルギー(フランドル地方等)、カナダ(本国及びブリティッシュ・コロンビア州等)、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン(マドリッド州等)、スウェーデン、スイス、英国、米国(ニュージャージー州等)	産業廃棄物税(例:三重県、岡山県)等	
		食料容器税(ペットボトル等への課税)	ベルギー、カナダ(オンタリオ州等)、フィンランド、ノルウェー	—	
		包装物税(プラスチック包装物、アルミニウム包装物等への課税)	ベルギー、デンマーク、エストニア、イタリア、アイルランド、オランダ、ポルトガル、スロベニア	—	
	資源の保全	鉱物資源税(鉄鉱石等の採掘行為、生産量や生産利益等に応じて課税)	オーストラリア、カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州等)、チリ、デンマーク、フランス、メキシコ、オランダ、英国、米国(アラバマ州)	—	
		水資源の保全	水道税(河川の取水行為、水道水の利用に対する課税)	デンマーク、ドイツ(連邦及びブレーメン州等)、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル	水道水源保全基金(豊田市)等
			地下水税(地下水の取水行為、地下水の利用に対する課税)	ベルギー(フランドル地方等)、チェコ、ドイツ(ベルリン市等)	地下水利用協力金制度(秦野市)等
漁業資源の保全	入漁税(漁業権の取得行為、漁業行為や漁業利益に応じて課税)	フィンランド、ポルトガル、英国、米国(アラスカ州等)	遊漁税(富士河口湖町)等		

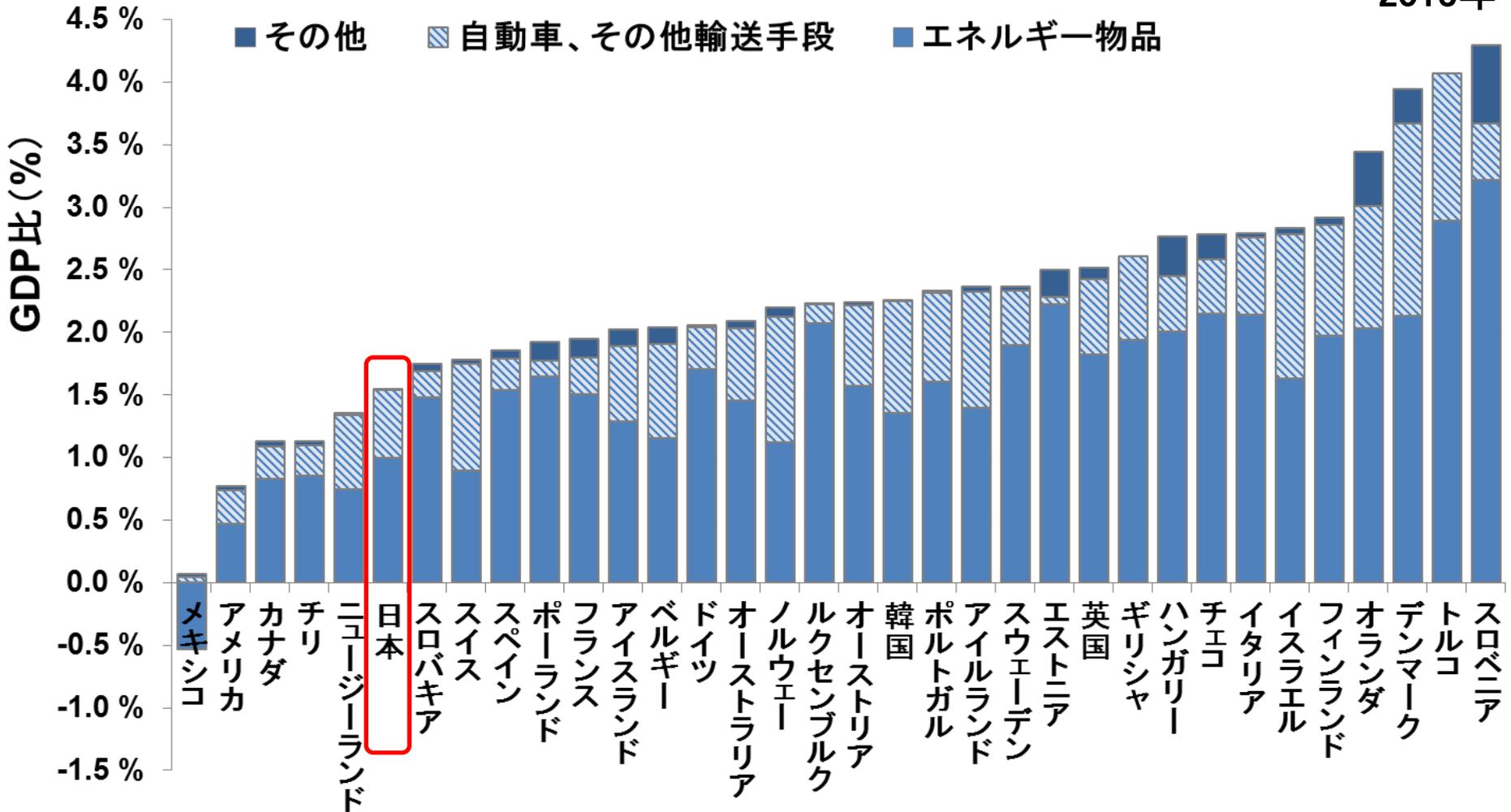
諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ②

分野		諸外国の状況		我が国における状況
		課税措置の例	(主な)実施国	
自然共生型社会	自然環境の保全	森林保護税(植林せずに木を伐採する行為への課税)	オーストリア(ウィーン市)	森林環境税(例:高知県)等
		立木伐採税(立木の伐採行為への課税)	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)、米国(カリフォルニア州)	—
		狩猟税(狩猟免許の資格取得行為への課税)	オーストリア、フィンランド、ドイツ、オランダ、ポルトガル、スペイン	狩猟税
		ペット税(飼犬への課税)	ドイツ、オーストリア、フィンランド、ルクセンブルク、オランダ	—
		入島税/エコ税(観光地への入場通行に課税)	エクアドル	環境協力税(例:沖縄県伊是名村)等
安全が確保される社会	公害対策全般	環境保護税(各種汚染物質の排出量に応じて課税)	フランス、オーストラリア、韓国	—
	大気汚染の防止	大気汚染税(窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出量に応じて課税)	チェコ、デンマーク、ハンガリー、イタリア、オランダ、ノルウェー、スロバキア、スロベニア、スウェーデン	—
	水質保全	水質汚染税(農薬、窒素・リン等の汚染単位数に応じて課税)	ベルギー(フランドル地方)、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、スロベニア、スイス	—
	土壌環境の保全	土壌負荷税(土壌への排水行為に対する課税)	ハンガリー、米国(ミネソタ州)	—
	騒音対策	騒音防止税(鉄道、道路、施設等からの騒音量に応じて課税)	ハンガリー、ポルトガル	—
		航空騒音税(航空機からの騒音に応じて課税)	オーストラリア、フランス、イタリア、オランダ	—
	化学物質対策	有害化学物質税(塩素系溶剤等への課税)	カナダ(ケベック州)、デンマーク、米国(アラバマ州等)	—
原子力対策	核燃料税(核燃料の使用等に応じて課税)	ドイツ、スペイン(エクストレマドゥーラ州等)、スウェーデン、スロバキア	核燃料税(例:福井県)等	
	放射性廃棄物税(放射性廃棄物への課税)	チェコ、フィンランド、スウェーデン、スペイン(アンダルシア州)、米国(サウスカリフォルニア州)	使用済核燃料税(新潟県柏崎市)等	
その他	航空利用税(航空機利用者の出国や搭乗距離等に応じて課税)	オーストラリア、オーストリア、ドイツ、アイルランド、南アフリカ、英国	—	
	道路利用税(道路利用距離・車両重量に応じて課税)	チェコ、ドイツ、ニュージーランド、スウェーデン、スイス	乗鞍環境保全税(岐阜県)等	
	白熱電球税(白熱電球への課税)	南アフリカ	—	

OECD諸国における環境関連税制の税収(対GDP比)

環境関連税制の税収(対GDP比)(2013年)

2013年



(注1) OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対するすべての強制的・一方的な支払い
- ・ 税の名称及目的は基準とはならない
- ・ 税の用途が定まっているかは基準とはならない

(注2) 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

(出典) The OECD Database on instruments used for environmental policy

地球温暖化対策のための税に関する動向

地球温暖化対策のための税について

- 全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率(289円/CO₂トン)を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上(平成28年4月から3段階目の引上)
- 石油石炭税の特例として、歳入をエネルギー特会に繰り入れ、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO₂排出抑制対策に充当

CO₂排出量1トン当たりの税率



段階施行

課税物件	本則税率	H24年10/1~	H26年4/1~	H28年4/1~
原油・石油製品 [1kl当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

(注)例えば、ガソリンの増税分760円を1ℓあたりで換算すると0.76円相当(平成28年4月~)となる。

税 収

H25年度: 約900億円 / H26・H27年度: 約1,700億円 / H28年度以降(平年): 約2,600億円

➡ 再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用 10

電力会社の地球温暖化対策税の価格転嫁動向

一般電気事業者の動向

(2016年5月現在)

社名	動向
東京電力※1	<ul style="list-style-type: none"> 2012年9月1日より一般家庭や商店・事務所等の需要家の電気料金について、使用電力量1kWhにつき平均で1.97円、8.46%引上げ。この新料金には地球温暖化対策税が織り込まれている。 2016年6月1日より、地球温暖化対策税の税率引上げによる燃料価格の上昇分を電力量料金に反映させ、使用電力量1kWhにつき0.09円引上げ。
北陸電力※2	<ul style="list-style-type: none"> 2013年7月1日より、地球温暖化対策税の増税影響分を電気料金に反映させ、使用電力量1kWhにつき0.04円引上げ。 2014年6月1日より、地球温暖化対策税の増税影響分を電気料金に反映させ、使用電力量1kWhにつき0.04円引上げ。 2016年6月1日より、地球温暖化対策税の増税影響分を電気料金に反映させ、使用電力量1kWhにつき0.04円引上げ。
中国電力※3	<ul style="list-style-type: none"> 2013年4月1日実施の新料金に地球温暖化対策税による燃料価格の上昇分を反映させ、使用電力量1kWhにつき0.06円引上げ。 2014年6月1日実施の新料金に地球温暖化対策税による燃料価格の上昇分を反映させ、使用電力量1kWhにつき0.06円引上げ。 2016年6月1日実施の新料金に地球温暖化対策税による燃料価格の上昇分を反映させ、使用電力量1kWhにつき0.06円引上げ。
沖縄電力※4	<ul style="list-style-type: none"> 2016年8月1日より、地球温暖化対策税の税率引上げによる燃料価格の上昇分を電力量料金に反映させ、使用電力量1kWhにつき0.04円引上げ。

(注1) 地球温暖化対策税の1段階目課税時の3社(東京電力、北陸電力、中国電力)以外の電力会社の対応について: 北海道電力(2013年9月1日)、東北電力(2013年7月1日)、関西電力(2013年5月1日)及び九州電力(2013年5月1日)は、原子力発電所の稼働停止等による燃料調達費の上昇等に伴う料金改定をしているものの、地球温暖化対策税の価格転嫁について言及はない。
地球温暖化対策税の2段階目課税時の3社(東京電力、北陸電力、中国電力)以外の電力会社の対応について: 北海道電力(2014年1月24日)、東北電力(2014年1月30日)、中部電力(2014年2月28日)、中国電力(2014年1月15日)、及び四国電力(2014年1月24日)は、消費税率変更等に伴う料金改定をしているものの、地球温暖化対策税の価格転嫁について言及はない。
地球温暖化対策税の3段階目課税時の4社(東京電力、北陸電力、中国電力、沖縄電力)以外の電力会社の対応について: 料金改定に関する言及はない。

(注2) 沖縄県で発電の用に供する天然ガス又は石炭について、平成32年3月31日までの間に保税地域から引き取られる場合、石油石炭税(温対税含む)は免除。

(出典) ※1 経済産業省(2012年7月25日)、東京電力(http://www.tepco.co.jp/life/custom/faq/faq_05-j.html) / 経済産業省(2015年12月1日)、東京電力(http://www.tepco.co.jp/cc/press/2015/1263745_6818.html)
※2 経済産業省(2013年4月23日)、北陸電力(<http://www.rikuden.co.jp/press/attach/13042301.pdf>) / 経済産業省(2014年1月24日)、北陸電力(<http://www.rikuden.co.jp/press/attach/14012402.pdf>) / 経済産業省(2015年12月1日)、北陸電力(<http://www.rikuden.co.jp/press/attach/15120102.pdf>)
※3 経済産業省(2013年1月31日)、中国電力(<http://www.energia.co.jp/press/12/p130131-2.html>) / 経済産業省(2014年1月15日)、中国電力(<http://www.energia.co.jp/press/13/p140115-1.html>) / 経済産業省(2015年12月1日)、中国電力(<http://www.energia.co.jp/press/15/p151201-2.html>)
※4 経済産業省(2015年12月1日) (<http://www.meti.go.jp/press/2015/12/20151201003/20151201003.pdf>)

ガス会社の地球温暖化対策税の価格転嫁動向

一般ガス事業者の動向

(2016年5月現在)

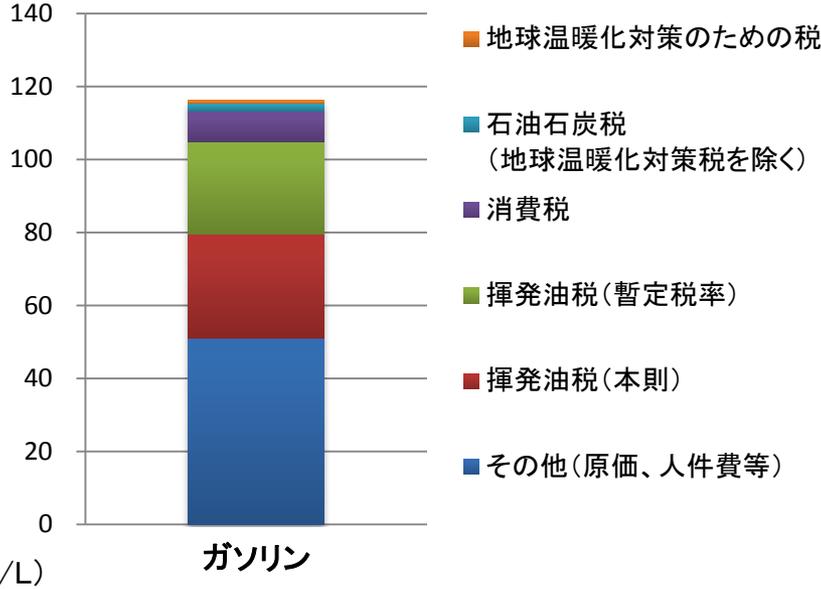
社名	動向
東京ガス	<ul style="list-style-type: none"> 2012年12月1日より、地球温暖化対策税の導入に伴い、ガス料金を0.21円/m³(東京地区等・鴻巣中南部地区・税込)、0.18円/m³(群馬地区・群馬南地区・税込)引上げ。
大阪ガス	<ul style="list-style-type: none"> 2012年12月1日より、地球温暖化対策税の導入に伴い、ガス料金を0.21円/m³(税込)引上げ。 2014年5月1日より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を0.21円/m³(税込)引上げ。
静岡ガス	<ul style="list-style-type: none"> 2012年11月1日より、地球温暖化対策税の導入に伴い、ガス料金を0.21円/m³(税込)引上げ。 2014年5月1日より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を0.20円/m³(税抜)引上げ。 2016年5月1日より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を0.20円/m³(税抜)引上げ。
東邦ガス	<ul style="list-style-type: none"> 2013年2月1日より、地球温暖化対策税の導入に伴い、ガス料金を0.22円/m³(税込)引上げ。 2014年5月1日より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を0.22円/m³(税込)引上げ。
西部ガス	<ul style="list-style-type: none"> 2012年12月1日より、地球温暖化対策税の導入に伴い、ガス料金を0.21円/m³(税込)引上げ。 2014年6月1日より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を0.22円/m³(税込)引上げ。
京葉ガス	<ul style="list-style-type: none"> 2012年12月3日より、地球温暖化対策税の導入に伴い、ガス料金を0.21円/m³(税込)引上げ。 2014年7月検針分より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金0.20円/m³(税抜)引上げ。 2016年6月3日より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金0.20円/m³(税抜)引上げ。
北海道ガス	<ul style="list-style-type: none"> 2013年1月1日より、地球温暖化対策税の導入に伴い、ガス料金を0.18～0.19円/m³(税込)引上げ。 2014年6月1日より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を0.21～0.22円/m³(税込)引上げ。 2016年5月1日より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を0.22～0.23円/m³(税込)引上げ。
広島ガス	<ul style="list-style-type: none"> 2013年1月1日より、地球温暖化対策税の導入に伴い、ガス料金を0.22円/m³(可部地区、熊野地区を除く・税込)引上げ。 2014年6月1日より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を0.21円/m³(可部地区、熊野地区を除く・税抜)引上げ。
北陸ガス	<ul style="list-style-type: none"> 2012年11月3日より、地球温暖化対策税の導入に伴い、ガス料金を0.21円/m³(新潟地区の場合・税込)引上げ。 2014年4月18日より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を0.20円/m³(新潟地区の場合・税抜)引上げ。 2016年4月18日より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を0.21円/m³(新潟地区の場合・税込)引上げ。
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> 2014年4月検針分より、消費税及び地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を引上げ(引上げ率未発表)。
四国ガス	<ul style="list-style-type: none"> 2013年3月1日より、地球温暖化対策税の導入に伴い、ガス料金を0.21円/m³(税込)引上げ。 2014年4月1日より、消費税及び地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を引上げ(引上げ率未発表)。
中部ガス	<ul style="list-style-type: none"> 2013年1月4日より、地球温暖化対策税の導入に伴い、ガス料金を0.22円/m³(税込)引上げ。 2014年6月1日より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を0.21円/m³(税抜)引上げ。 2016年5月5日より、地球温暖化対策税の税率変更に伴い、ガス料金を0.20円/m³(税抜)引上げ。
東部ガス	<ul style="list-style-type: none"> 2013年1月1日より、地球温暖化対策税の導入に伴い、ガス料金を5円/21m³(税込)引上げ。

(注) 供給区域内需要家数が20万世帯を超える一般ガス事業者について記載(2012年8月現在)。これ以外の多くの事業者で地球温暖化対策税に伴う価格変更が実施されている。

(出典) 経済産業省および各社プレスリリース等に基づき作成。

ガソリン・電力価格に占める地球温暖化対策税について(平成28年4月以降の税率)

ガソリン価格



(円/L)

ガソリン

税目等

税額(価格)
(円/L)

地球温暖化対策税 ^(※1)	0.76
石油石炭税(地球温暖化対策税を除く)	2.04
消費税	8.60
揮発油税(暫定税率)	25.10
揮発油税(本則)	28.70

その他(原価、人件費等)

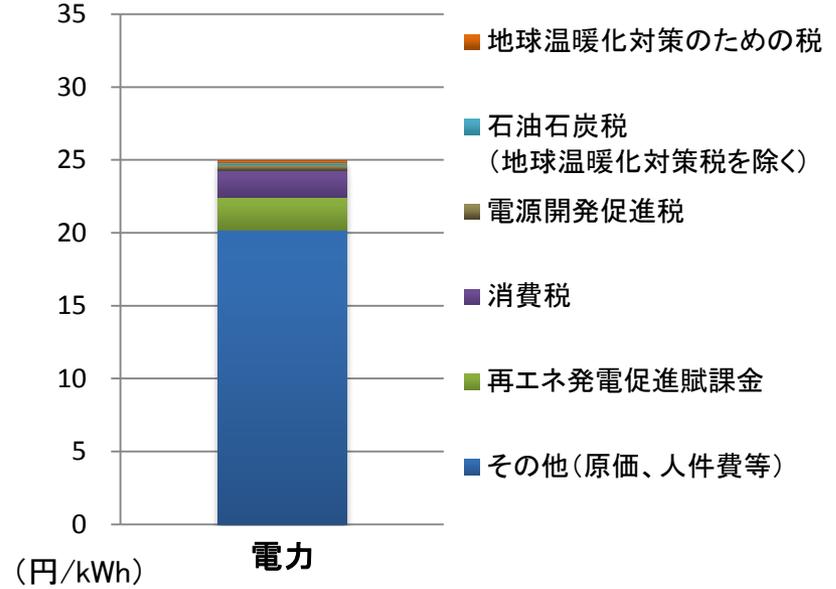
50.95

合計価格^(※2)

116.15

(※1) 平成28年4月以降の税率
(※2) 資源エネルギー庁「石油製品価格調査」の給油所小売価格調査(レギュラーガソリン)における平成28年4月の平均価格

電力価格



(円/kWh)

電力

税目・賦課金等

税額(価格)
(円/kWh)

地球温暖化対策税 ^(※1)	0.11	
(エネルギー課税等)	石油石炭税(地球温暖化対策税を除く)	0.145
	電源開発促進税	0.375
	消費税	1.84
(電気料金賦課金等)	再エネ発電促進賦課金	2.25
	燃料費調整単価 ^(※3)	-3.28

その他(原価、人件費等)

23.47

合計価格^(※2)

24.91

(※1) 平成28年4月以降の税率
(※2) 東京電力「燃料費調整のお知らせ(平成28年5月分)」
(平均モデル:従量電灯B・30A契約、使用電力量:290kWh、口座振替の場合)
(※3) グラフでは燃料調整費のマイナス分はその他(原価、人件費等)に計上

諸外国における炭素税等の導入等の状況

諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など

・1990年	フィンランド	炭素税(Carbon tax)導入
・1991年	スウェーデン	CO ₂ 税(CO ₂ tax)導入
	ノルウェー	CO ₂ 税(CO ₂ tax)導入
1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ)		
・1992年	デンマーク	CO ₂ 税(CO ₂ tax)導入
	オランダ	一般燃料税(General fuel tax)導入
・1993年	イギリス	燃料税(Fuel duty)の段階的引上げ(～1999年)
・1996年	オランダ	規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入
	スロベニア	CO ₂ 税(CO ₂ tax)導入

1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】

・1999年	ドイツ	鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(～2003年)、電気税(Electricity tax)導入
	イタリア	鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(石炭等を追加)
・2000年	エストニア	炭素税(Carbon tax)導入
・2001年	イギリス	気候変動税(Climate change levy)導入
・2001年	ドイツ	再生可能エネルギー法による固定価格買取制度(FIT)開始

<参考> 2003年10月 「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】

: 各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定

・2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal)) 規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組
・2005年	EU	EU域内排出量取引制度(EU-ETS)開始
・2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加)
・2007年	フランス	石炭税(Coal tax)導入
・2008年	スイス	CO ₂ 税(CO ₂ levy)導入
	カナダ(ブリティッシュコロンビア州)	炭素税(Carbon tax)導入
・2010年	アイルランド	炭素税(Carbon tax)導入
・2011年	アイスランド	炭素税(Carbon tax)導入
・2014年	フランス	炭素税(Carbon tax)導入
	メキシコ	炭素税(Carbon tax)導入
・2015年	ポルトガル	炭素税(Carbon tax)導入
・2017年	南アフリカ	炭素税(Carbon tax)導入予定
・2017年	チリ	炭素税(Carbon tax)導入予定
・2017年	カナダ(アルバータ州)	炭素税(Carbon Levy)導入予定

(参考1) 欧州委員会は、2011年4月に、現行のエネルギー税制指令の改定案を公表。加盟国のエネルギー税の最低税率を、CO₂排出量に基づく税率として、CO₂-1トン当たり€20とすること等を提案。

(出典) 各国政府及びOECD/EEAデータベース、世界銀行(2015)「State and Trends of Carbon Pricing 2015」等より作成。

フランスの炭素税導入について

○ フランスは、2014年4月に、化石燃料に係る内国消費税を炭素部分とその他部分に組み替える形で炭素税を導入。炭素部分の税率は段階的に引き上げ(2030年にCO₂排出量1トン当たり€100)。

フランスの炭素税導入の経緯

年	内容
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ロカール委員会、2010年に32€/tCO₂の炭素税を導入すべきとの提言(7月) サルコジ大統領、2010年1月に17€/tCO₂の炭素税を導入する意向を発表(9月) 憲法評議会、免税対象が多すぎ税の平等原則に反しているとして、炭素税を違憲と判決(12月)
2010年	<ul style="list-style-type: none"> フィヨン首相、国内産業の競争力が削がれるとして、炭素税の導入見送りを表明(3月)
2013年	<ul style="list-style-type: none"> CFE(環境税委員会)が炭素税導入効果等の検討結果を公表(6月)。 オランド大統領、化石燃料消費2030年までに30%、2050年までに50%削減する目標を発表(9月) 2014年4月からの炭素税導入を盛り込んだ2014年予算法が成立(12月)
2014年	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税導入(4月)

フランスの炭素税の特徴

項目	内容																																				
概要	<ul style="list-style-type: none"> 2014年4月に、化石燃料に係る内国消費税を、炭素部分とその他部門に組み替える形で導入。炭素部分について段階的に税率を引き上げ。 																																				
税率	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税率(€/tCO₂)は2030年にかけて段階的に引き上げ。2014年:€7、2015年:€14.5、2016年:€22、2017年:€30.5、2018年:€39、2020年:€56、2030年:€100 税率引き上げのタイミング 【重油・天然ガス・石炭】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2014年～:炭素税率相当の税率に変更(引き上げ)。 【その他エネルギー(ガソリン、軽油等)】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2014年:内国消費税を炭素部分とその他部分に再編(ガソリンの場合、炭素税1.6€/l、その他50.09€/l)。税率は据え置き。 ➢ 2015年～:炭素部分の税率を引き上げ。 																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>エネルギー</th> <th>2014.3</th> <th>2014.4</th> <th>2015.1</th> <th>2016.1</th> <th>2017.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン(€/100L)</td> <td>60.69</td> <td>60.69</td> <td>62.41</td> <td>64.12</td> <td>65.07</td> </tr> <tr> <td>軽油(輸送用)(€/100L)</td> <td>42.84</td> <td>42.84</td> <td>46.82</td> <td>49.81</td> <td>53.07</td> </tr> <tr> <td>重油(€/100kg)</td> <td>1.85</td> <td>2.19</td> <td>4.53</td> <td>6.88</td> <td>9.54</td> </tr> <tr> <td>天然ガス(€/100m³)</td> <td>0</td> <td>1.49</td> <td>3.09</td> <td>3.99</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>石炭(€/MWH)</td> <td>1.19</td> <td>2.29</td> <td>4.75</td> <td>7.21</td> <td>9.99</td> </tr> </tbody> </table>	エネルギー	2014.3	2014.4	2015.1	2016.1	2017.1	ガソリン(€/100L)	60.69	60.69	62.41	64.12	65.07	軽油(輸送用)(€/100L)	42.84	42.84	46.82	49.81	53.07	重油(€/100kg)	1.85	2.19	4.53	6.88	9.54	天然ガス(€/100m ³)	0	1.49	3.09	3.99	6.5	石炭(€/MWH)	1.19	2.29	4.75	7.21	9.99
エネルギー	2014.3	2014.4	2015.1	2016.1	2017.1																																
ガソリン(€/100L)	60.69	60.69	62.41	64.12	65.07																																
軽油(輸送用)(€/100L)	42.84	42.84	46.82	49.81	53.07																																
重油(€/100kg)	1.85	2.19	4.53	6.88	9.54																																
天然ガス(€/100m ³)	0	1.49	3.09	3.99	6.5																																
石炭(€/MWH)	1.19	2.29	4.75	7.21	9.99																																
税金用途	<ul style="list-style-type: none"> 2014年:3.4億€、2015年:25億€、2016年:40億€ 税金は一般会計に充当される。 																																				

※ バイオ燃料に対する軽減措置、ジェット燃料、ブタン、プロパンは免税。

ポルトガルの炭素税導入について

- ポルトガルでは、2015年に環境税制改革の一環として炭素税を導入。
- 税率は前年度のEU ETS価格の年間平均値を採用し決定される点が特徴的である。

ポルトガルの炭素税導入の経緯

年	内容
2011～2014年	<ul style="list-style-type: none"> IMF、欧州中央銀行、欧州委員会より経済・財政支援を受ける
2014年	<ul style="list-style-type: none"> 経済・財政支援終了後、長期的な予算の明確化等を目指す「グリーン成長戦略」を発表 グリーン成長戦略の一環として、炭素税の導入を含む「グリーン税制改革」の実施を採択(Law No. 82-D) 環境税制改革の効果検証を行う「Green Tax Reform Committee」を設置
2015年	<ul style="list-style-type: none"> 1月1日より炭素税を導入

ポルトガルのグリーン税制改革の方針

➤ 税収中立

グリーン税制改革により新たに得られた税収は、所得税等の他の税の減税に活用する。

➤ 三重の配当

「環境保全」、「経済成長・雇用創出」、「財政再建・対外収支の均衡化」の3つの効果を実現する。

ポルトガルの炭素税の特徴

項目	内容															
概要	<ul style="list-style-type: none"> グリーン税制改革の一環として、車体課税の見直し、レジ袋税の導入等とともに炭素税の導入を実施。 															
導入年	<ul style="list-style-type: none"> 2015年 															
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> EU-ETS対象外の部門 															
税率	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のEU ETS価格の年間平均値を炭素税率として採用。 (例)2015年の炭素税率は2013年7月1日～2014年6月30日の期間中のEU ETSオークション価格を平均した値 実際の炭素税率は2015年:5.09EUR/tCO₂、2016年:6.67EUR/tCO₂。 エネルギー固有単位あたりの税率は以下の通り。 <table border="1" data-bbox="956 892 1864 1120"> <thead> <tr> <th>エネルギー</th> <th>2015.1.1</th> <th>2016.1.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン(€/1000L)</td> <td>11.56</td> <td>15.15</td> </tr> <tr> <td>軽油(€/1000L)</td> <td>12.60</td> <td>16.51</td> </tr> <tr> <td>天然ガス(€/GJ)</td> <td>0.29</td> <td>0.37</td> </tr> <tr> <td>LPG(輸送用)(€/t)</td> <td>14.77</td> <td>19.36</td> </tr> </tbody> </table>	エネルギー	2015.1.1	2016.1.1	ガソリン(€/1000L)	11.56	15.15	軽油(€/1000L)	12.60	16.51	天然ガス(€/GJ)	0.29	0.37	LPG(輸送用)(€/t)	14.77	19.36
エネルギー	2015.1.1	2016.1.1														
ガソリン(€/1000L)	11.56	15.15														
軽油(€/1000L)	12.60	16.51														
天然ガス(€/GJ)	0.29	0.37														
LPG(輸送用)(€/t)	14.77	19.36														
税収・税収使途	<ul style="list-style-type: none"> 2015年95百万€(環境税制改革全体の税収規模は165.5百万EUR)の税収が見込まれる。 税収は一般会計に入り、主に家計の所得税引下げに活用するほか、一部が電気自動車普及等の環境対策に活用される予定。 															

カナダ アルバータ州で導入予定の炭素税について

○カナダのアルバータ州は、2017年に炭素税(Carbon Levy)の導入を予定している。

アルバータ州の炭素税導入の経緯

年	内容
2015年 11月	炭素税の導入を含む、気候リーダーシップ計画 (Climate Leadership Plan) を発表
2016年 4月	2016年の予算案(Budget 2016)において、炭素税の詳細を発表。
2017年 1月(予定)	1月1日より炭素税の導入を予定

アルバータ州の炭素税の特徴

項目	内容																					
導入年	<ul style="list-style-type: none"> 2017年1月1日 																					
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> 全化石燃料の購入(電力は対象外) 																					
税率	<ul style="list-style-type: none"> 2017年1月1日～: 20CAD/tCO₂ 2018年1月1日～: 30CAD/tCO₂へ引上げ 2019年以降の税率は州内の経済動向により決定 <table border="1" data-bbox="873 634 1870 791"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガソリン (c/L)</th> <th>軽油 (c/L)</th> <th>灯油 (c/L)</th> <th>重油 (c/L)</th> <th>天然ガス (CAD/GJ)</th> <th>石炭 (CAD/t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017.1.1</td> <td>4.49</td> <td>5.35</td> <td>5.14</td> <td>6.35</td> <td>1.011</td> <td>63.59</td> </tr> <tr> <td>2018.1.1</td> <td>6.73</td> <td>8.03</td> <td>7.71</td> <td>9.53</td> <td>1.517</td> <td>95.39</td> </tr> </tbody> </table>		ガソリン (c/L)	軽油 (c/L)	灯油 (c/L)	重油 (c/L)	天然ガス (CAD/GJ)	石炭 (CAD/t)	2017.1.1	4.49	5.35	5.14	6.35	1.011	63.59	2018.1.1	6.73	8.03	7.71	9.53	1.517	95.39
	ガソリン (c/L)	軽油 (c/L)	灯油 (c/L)	重油 (c/L)	天然ガス (CAD/GJ)	石炭 (CAD/t)																
2017.1.1	4.49	5.35	5.14	6.35	1.011	63.59																
2018.1.1	6.73	8.03	7.71	9.53	1.517	95.39																
税収規模 (見込み)	<ul style="list-style-type: none"> 2017年: 274百万CAD 2018年: 17億CAD 2017年～5年間の合計: 96億CAD 																					
税収使途	<ul style="list-style-type: none"> 5年間の税収計96億CADのうち、62億CADを公共交通等のインフラ普及、エネルギー効率改善、再エネやバイオエネルギーの普及に活用。 残り34億CADを消費者への払い戻し、小規模企業の法人税引き下げ(2-17年1月1日より2%引き下げ)、その他炭素税の影響を受ける企業・消費者への支援措置に活用。 																					
優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> 大規模排出源に対するGHG排出基準 (Specified Gas Emitters Regulation (SGER))の対象となる企業は免税 その他、敷地内で生産・消費される天然ガス、農業用燃料、バイオ燃料等は免税 																					

(参考)気候リーダーシップ計画の柱となる気候変動対策

<重点施策>

- 石炭火力発電所の廃止と再生可能エネルギーの普及拡大
- GHG排出への新規の炭素価格の導入
- オイルサンドからの排出量上限を法律化
- 石油・ガスからのメタン排出量を削減する新たな計画の導入

<税収の活用による気候変動対策>

- 排出削減・エネルギー効率の改善に直接寄与する施策への投資
- 炭素税による低所得層への影響緩和

炭素税導入国の比較 ①

- 欧米の主な炭素税導入国においては、税収は一般財源に繰り入れられ、多くの国において法人税・所得税の減税等に活用されている。
- 多くの国において、産業に対し細やかな減免措置を講じることにより、負担軽減が図られている。

主な炭素税導入国の税収使途・減免措置

(2016年1月時点)

国名	導入年	税率	税収規模	財源	税収使途	減免措置
		円/tCO ₂	億円[年]			
日本 (温対税)	2012	289	2,600 [2016年]	特別会計	・省エネ対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料クリーン化等のエネルギー起源CO ₂ 排出抑制	・輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等
フィンランド (炭素税)	1990	7,280 (54EUR) (暖房用) / 7,820 (58EUR) (輸送用)	1,499 [2015年]	一般会計	・所得税の引下げおよび企業の雇用に係る費用の軽減	・EU-ETS対象企業は免税 ・産業用電力・CHPは減税、エネルギー集約型産業・農業に対し還付措置
スウェーデン (CO ₂ 税)	1991	16,723 (1,120SEK)	3,357 [2014年]	一般会計	・法人税の引下げ(税収中立)	・EU-ETS対象企業・CHPは免税 ・産業・農業の税率は本則税率の60%
デンマーク (CO ₂ 税)	1992	3,099 (171.4DKK)	669 [2015年]	一般会計	・政府の財政需要に応じて支出	・EU-ETS対象企業は免税
スイス (CO ₂ 税)	2008	9,715 (84CHF)	876 [2014年]	一般会計 (一部基金化)	・税収1/3程度は建築物改装基金、一部技術革新ファンド、残り2/3程度は国民・企業へ還流	・国内ETSに参加企業は免税 ・政府との排出削減協定達成企業は減税 ・輸送用ガソリン・軽油は免税
アイルランド (炭素税)	2010	2,697 (20EUR)	464 [2012年]	一般会計	・赤字補填(財政健全化に寄与)	・EU-ETS対象企業は免税 ・農業に使用される軽油は減税
フランス (炭素税)	2014	2,966 (22EUR)	3,370 [2015年]	一般会計	・炭素税収の一部は一般財源として「競争力・雇用税額控除」に使用	・EU-ETS対象企業は免税
ポルトガル (炭素税)	2015	900 (6.67EUR)	128 [2015年]	一般会計	・所得税の引下げ(予定) ・一部電気自動車購入費用の還付等に充当	・EU-ETS対象企業は免税
カナダBC州 (炭素税)	2008	2,854 (30CAD)	1,179 [2015年]	一般会計	・他税(法人税等)の減税により納税者に還付	・越境輸送に使用される燃料は免税

(出典) みずほ情報総研

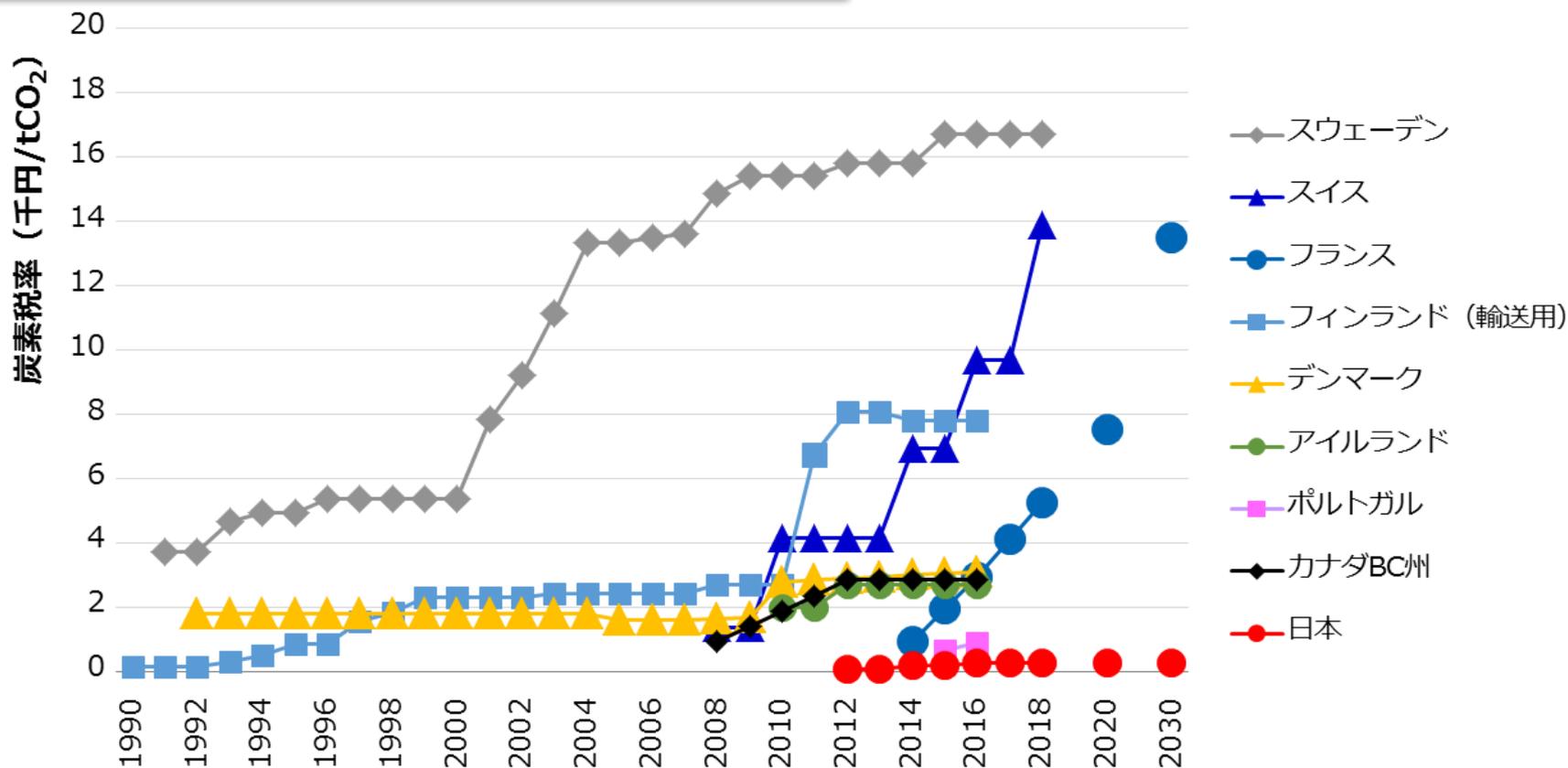
(注1) 税率は2016年1月時点。但し日本の地球温暖化対策税は2016年4月以降の税率。税収は取得可能な直近の値。但し日本の地球温暖化対策税は2016年度(平年度)の見込値。

(注2) 為替レート: 1CAD=約95円、1CHF=約116円、1EUR=約135円、1DKK=約18円、1SEK=約15円。(2013~2015年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

炭素税導入国の比較 ②

○ 多くの炭素税導入国において、税率の顕著な引上げが行われている。また、フランスやスイスでは、中長期的に大幅な炭素税率の引上げが予定されている。日本の地球温暖化対策のための税の税率は、2016年4月に最終税率の引上げが完了したが、諸外国と比較して低い水準にある。

主な炭素税導入国の税率推移および将来見通し



(出典) みずほ情報総研

(注1) スイスの2018年の炭素税率は96~120CHF/tCO₂と幅があるが、ここでは最も高い税率を適用。

(注2) 為替レート: 1CAD=約95円、1CHF=約116円、1EUR=約135円、1DKK=約18円、1SEK=約15円。(2013~2015年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

将来の炭素価格について

- 2050年にかけての炭素価格の予測値には大きなばらつきが見られる状況。

炭素価格について言及している主な文献

対象年	文献名	将来の炭素価格の予測値	
2020年	IEA(2015)	約2,200円～2,400円/tCO ₂ (20～22USD/tCO ₂)	最小値:約1,100円 最大値:約13,300円
	EPA(2015)	約1,300円～13,300円/tCO ₂ (12～123USD/tCO ₂)	
	DECC(2015)	約1,100円～6,700円/tCO ₂ (6.59～39.03GBP/tCO ₂)	
2030年	IEA(2015)	約3,200円～10,800円/tCO ₂ (30～100USD/tCO ₂)	最小値:約1,700円 最大値:約20,100円
	EPA(2015)	約1,700円～16,400円/tCO ₂ (16～152USD/tCO ₂)	
	DECC(2015)	約6,700円～20,100円/tCO ₂ (39.23～117.68GBP/tCO ₂)	
2040年	IEA(2015)	約4,300円～15,100円/tCO ₂ (40～140USD/tCO ₂)	最小値:約2,300円 最大値:約19,800円
	EPA(2015)	約2,300円～19,800円/tCO ₂ (21～183USD/tCO ₂)	
2050年	EPA(2015)	約2,800円～22,300円/tCO ₂ (26～212USD/tCO ₂)	最小値:約2,800円 最大値:約51,200円
	DECC(2011)	約17,100円～51,200円/tCO ₂ (100～300GBP/tCO ₂)	

(出典)IEA, 2015, “World Energy Outlook 2015”、EPA, 2015, “SOCIAL COST OF CARBON”、DECC, 2015, “Updated short-term traded carbon values used for UK public policy appraisal”、DECC, 2011, “Guidance on estimating carbon values beyond 2050: and interim approach”

(注)為替レート: 1USD=約108円、1GBP=約171円(2013～2015年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

主要国におけるエネルギー課税の概要 ①

(2016年1月時点)

国名	税目	主な課税対象	税収(億円、2013年)	使途
英国	燃料税	ガソリン、軽油、灯油、重油、石油ガス	45,401	一般財源
	気候変動税	石炭、天然ガス、電気	1,195	一般財源
ドイツ※1	エネルギー税	ガソリン、軽油、灯油、重油、石油、天然ガス、石油ガス	53,599	一部特定財源(道路整備等)
	電気税	電気	8,949	一般財源
フランス※2	石油産品内国消費税	ガソリン、軽油、灯油、重油、石油ガス	31,938	一般財源
	天然ガス税	天然ガス	276	一般財源
	地方電気税	電気	2,835	一般財源
イタリア※1	鉱油税	ガソリン、軽油、灯油、重油、石油ガス	34,423	一般財源
	天然ガス税	天然ガス	6,456	一般財源
	石炭税	石炭	54	一般財源
	電気税	電気	21,931	一般財源
デンマーク	石油製品税	軽油、灯油、重油、石油ガス	1,675	一般財源
	ガソリン税	ガソリン	1,309	一般財源
	CO ₂ 税	ガソリン、軽油、灯油、重油、石炭、天然ガス、石油ガス	1,061	一般財源
	天然ガス税	天然ガス	887	一般財源
	石炭税	石炭	370	一般財源
	電気税	電気	1,978	一般財源

※1 税収は2014年の値。

※2 石炭税は2014年に導入されたため、ここでは計上していない。

(出典) 各国政府資料およびOECD "Tax bases - Revenues Generated by Environmentally Related Taxes" より作成。

(注) 為替レート: 1USD=約108円、1CAD=約95円、1AUD=約94円、1GBP=約171円、1EUR=約135円、1DKK=約18円、1SEK=約15円、1CHF=約116円。(2013~2015年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

主要国におけるエネルギー課税の概要 ②

(2016年1月時点)

国名	税目	主な課税対象	税収(億円、2013年)	用途
スウェーデン	エネルギー税	ガソリン、軽油、灯油、重油、石炭、天然ガス、電気	6,117	一般財源
	CO ₂ 税	ガソリン、軽油、灯油、重油、石炭、天然ガス、石油ガス	3,588	
オランダ※3	鉱油税	ガソリン、軽油、灯油、重油、石油ガス	10,232	一般財源
	エネルギー税	天然ガス、電気	5,728	一部特定財源(再エネ普及)
	石炭税	石炭	170	一般財源
スイス※4	鉱油税	ガソリン、軽油、灯油、重油、石油ガス	5,908	一般財源
	CO ₂ 税	重油、石炭、天然ガス	651	一部特定財源(建築物省エネ対策、技術革新基金)
米国※5	幹線道路信託基金物品税	ガソリン、軽油、灯油、天然ガス、石油ガス	37,711	特定財源(道路整備等)
	塵肺信託基金物品税	石炭	617	特定財源(塵肺対策)
	石油流出信託基金物品税	ガソリン、軽油、灯油、重油、石油ガス	486	特定財源(石油流出時の除去対策)
カナダ	輸送燃料税	ガソリン、軽油	5,136	一部特定財源(道路整備等)

※3 エネルギー税は通常の税率に再生可能エネルギー普及に用途される「Sustainable Surcharge」を上乗せして徴収されている。

※4 税収は2012年の値。

※5 幹線道路信託基金物品税の内、燃料への課税分のみを含む。

(出典) 各国政府資料およびOECD "Tax bases - Revenues Generated by Environmentally Related Taxes" より作成。

(注) 為替レート: 1USD=約108円、1CAD=約95円、1AUD=約94円、1GBP=約171円、1EUR=約135円、1DKK=約18円、1SEK=約15円、1CHF=約116円。(2013~2015年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	56.60 (円/ℓ) 揮発油税: 53.80 石油石炭税: 2.80 (うち地球温暖化対策のための税: 0.76)	34.90 (円/ℓ) 軽油引取税: 32.10 石油石炭税: 2.81 (うち地球温暖化対策のための税: 0.76)	2.80 (円/ℓ) 石油石炭税: 2.83 (うち地球温暖化対策のための税: 0.76)	1.37 (円/kg) 石油石炭税: 1.86 (うち地球温暖化対策のための税: 0.67)	1.86 (円/kg) 石油石炭税: 1.38 (うち地球温暖化対策のための税: 0.78)	0.63 (円/kWh) 電源開発促進税: 0.375 石油石炭税: 0.255 (うち地球温暖化対策のための税: 0.11)
英国	98.91 (円/ℓ) 燃料税: 98.91	98.91 (円/ℓ) 燃料税: 98.91	18.26 (円/ℓ) 燃料税: 18.26	2.58 (円/kg) 気候変動税: 2.58	6.12 (円/kg) 気候変動税: 6.12	0.95 (円/kWh) 気候変動税: 0.95
ドイツ	88.23 (円/ℓ) エネルギー税: 88.23	63.42 (円/ℓ) エネルギー税: 63.42	3.03 (円/ℓ) エネルギー税: 3.03	1.14 (円/kg) エネルギー税: 1.14	13.78 (円/kg) エネルギー税: 13.78	2.76 (円/kWh) 電気税: 2.76
フランス	86.44 (円/ℓ) 石油産品国内消費税: 86.44 (うち炭素税6.89)	67.15 (円/ℓ) 石油産品国内消費税: 67.15 (うち炭素税7.67)	7.23 (円/ℓ) 石油産品国内消費税: 7.23 (うち炭素税7.23)	6.94 (円/kg) 石炭税: 6.94 (うち炭素税6.94)	10.00 (円/kg) 天然ガス消費税: 10 (うち炭素税10)	
オランダ	103.79 (円/ℓ) 鉱油税: 103.79	65.31 (円/ℓ) 鉱油税: 65.31	4.41 (円/ℓ) 鉱油税: 4.41	1.95 (円/kg) 石炭税: 1.95	52.2~2.51 (円/kg) 環境税: 52.2~2.51	13.58~0.14 (円/kWh) エネルギー税: 13.58~0.14
フィンランド	91.85 (円/ℓ) エネルギー税: 69.02 炭素税: 21.91 燃料備蓄料: 0.92	68.23 (円/ℓ) エネルギー税: 42.67 炭素税: 25.09 燃料備蓄料: 0.47	30.77 (円/ℓ) エネルギー税: 9.21 炭素税: 21.22 燃料備蓄料: 0.34	24.07 (円/kg) エネルギー税: 6.35 炭素税: 17.56 燃料備蓄料: 0.16	43.67 (円/kg) エネルギー税: 16.67 炭素税: 26.79 燃料備蓄料: 0.21	3.04 (円/kWh) エネルギー税: 3.02 戦略備蓄料: 0.02
デンマーク	84.14 (円/ℓ) ガソリン税: 76.71 CO2税: 7.43	62.85 (円/ℓ) 石油製品税: 54.62 CO2税: 8.23	45.17 (円/ℓ) 石油製品税: 36.34 CO2税: 8.84	36.05 (円/kg) 石炭税: 27.81 CO2税: 8.24	71.26 (円/kg) ガス税: 60.5 CO2税: 10.76	16.00 (円/kWh) 電気税: 16
ノルウェー	96.31 (円/ℓ) ガソリン税: 80.64 CO2税: 15.68	73.69 (円/ℓ) 自動車ディーゼル税: 55.59 CO2税: 18.1	41.21 (円/ℓ) 鉱油油税: 26.34 CO2税: 14.87		20.88 (円/kg) CO2税: 20.88	258.56 (円/kWh) 電気税: 258.56
スイス	84.56 (円/ℓ) 鉱油油税: 84.56	87.74 (円/ℓ) 鉱油油税: 87.74	28.09 (円/ℓ) 鉱油油税: 0.37 CO2税: 27.72	22.92 (円/kg) CO2税: 22.92	25.30 (円/kg) 鉱油油税: 0.24 CO2税: 25.06	
スウェーデン	94.21 (円/ℓ) エネルギー税: 55.54 CO2税: 38.67	83.00 (円/ℓ) エネルギー税: 35.16 CO2税: 47.84	60.47 (円/ℓ) エネルギー税: 12.63 CO2税: 47.84	51.23 (円/kg) エネルギー税: 9.6 CO2税: 41.63	221.69 (円/kg) エネルギー税: 166.35 CO2税: 55.34	4.36 (円/kWh) エネルギー税: 4.36
米国	12.70 (円/ℓ) 燃料物品税: 5.26 石油流出責任税: 0.05 ニューヨーク州税: 7.39	13.90 (円/ℓ) 燃料物品税: 6.97 石油流出責任税: 0.05 ニューヨーク州税: 6.87	0.05 (円/ℓ) 石油流出責任税: 0.05	0.06 (円/kg) 石炭物品税: 0.06	3.19 (円/kg) 燃料物品税: 3.19	
カナダ	40.11 (円/ℓ) 輸送燃料税: 9.51 BC州炭素税: 6.34 BC州輸送燃料税: 24.25	35.83 (円/ℓ) 輸送燃料税: 3.8 BC州炭素税: 7.3 BC州輸送燃料税: 24.73	8.99 (円/ℓ) BC州炭素税: 8.99	5.07 (円/kg) BC州炭素税: 5.07	9.48 (円/kg) BC州炭素税: 9.48	
豪州	36.98 (円/ℓ) 石油製品物品税: 36.98	36.98 (円/ℓ) 石油製品物品税: 36.98	36.98 (円/ℓ) 石油製品物品税: 36.98		25.28 (円/kg) 石油製品物品税: 25.28	
EU最低税率	48.40 (円/ℓ)	44.49 (円/ℓ)	1.82 (円/ℓ)	0.52 (円/kg)	1.35 (円/kg)	0.13 (円/kWh)

(注1) 税率は2016年3月現在(ただし、日本の地球温暖化対策のための税は平年度(平成28年4月以降)の税率である。)
(注2) ガソリンは交通用・無鉛、軽油は交通用・重油・石炭・天然ガスについては産業用(加熱用)、電気は家庭用を前提としている。EU最低税率はEU指令(Council Directive 2003/96/EC)によって定められている。
(注3) オランダの天然ガスは年間消費量等によって税率が異なる。
(注4) 米国のガソリン・軽油はニューヨーク州税も加味。カナダのガソリン・軽油・重油・天然ガスはプリティッシュ・コロンビア州(BC州)の税制も加味。
(備考1) 各国政府資料の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m³)を、石炭・天然ガスについては「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)」による係数25.7(GJ/t)・43.5(MJ/m³)を用いて単位をそろえている。原油・石油製品に対して課税されている場合におけるガソリン、軽油及び重油の税率は、同令による「原油」の係数を用いて換算している。
(備考2) 為替レート: 1USD=約108円、1CAD=約95円、1AUD=約94円、1GBP=約171円、1EUR=約135円、1DKK=約18円、1SEK=約15円、1NDK=約16円、1CHF=約116円。(2013~2015年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)
(備考3) エネルギー課税の固有単位当たり税率を、「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)」を用いて、CO₂排出量当たり換算している。

日本とEU諸国のCO₂排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,242 (円) 揮発油税: 23,173 石油石炭税: 1,069 〔うち地球温暖化対策のための税: 289〕	13,487 (円) 軽油引取税: 12,418 石油石炭税: 1,069 〔うち地球温暖化対策のための税: 289〕	1,069 (円) 石油石炭税: 1,069 〔うち地球温暖化対策のための税: 289〕	589 (円) 石油石炭税: 589 〔うち地球温暖化対策のための税: 289〕	688 (円) 石油石炭税: 688 〔うち地球温暖化対策のための税: 289〕
英国	42,603 (円) 燃料税: 42,603	38,263 (円) 燃料税: 38,263	6,740 (円) 燃料税: 6,740	1,109 (円) 気候変動税: 1,109	1,795 (円) 気候変動税: 1,795
ドイツ	38,005 (円) エネルギー税: 38,005	24,533 (円) エネルギー税: 24,533	1,119 (円) エネルギー税: 1,119	491 (円) エネルギー税: 491	4,041 (円) エネルギー税: 4,041
フランス	37,233 (円) 石油産品内国消費税: 37,233 〔うち炭素税: 2,966〕	25,977 (円) 石油産品内国消費税: 25,977 〔うち炭素税: 2,966〕	2,966 (円) 石油産品内国消費税: 2,966 〔うち炭素税: 2,966〕	2,981 (円) 石炭税: 2,981 〔うち炭素税: 2,981〕	2,932 (円) 天然ガス消費税: 2,932 〔うち炭素税: 2,932〕
オランダ	44,706 (円) 鉱油税: 44,706	25,266 (円) 鉱油税: 25,266	1,627 (円) 鉱油税: 1,627	838 (円) 石炭税: 838	15,304~737 (円) 環境税: 15,304~737
フィンランド	39,561 (円) エネルギー税: 29,731 炭素税: 9,436 燃料備蓄料: 395	26,394 (円) エネルギー税: 16,506 炭素税: 9,706 燃料備蓄料: 183	11,356 (円) エネルギー税: 3,399 炭素税: 7,832 燃料備蓄料: 125	10,341 (円) エネルギー税: 2,728 炭素税: 7,545 燃料備蓄料: 68	12,802 (円) エネルギー税: 4,886 炭素税: 7,855 燃料備蓄料: 62
デンマーク	36,243 (円) ガソリン税: 33,042 CO2税: 3,201	24,312 (円) 石油製品税: 21,130 CO2税: 3,182	16,671 (円) 石油製品税: 13,410 CO2税: 3,261	15,487 (円) 石炭税: 11,947 CO2税: 3,540	20,893 (円) ガス税: 17,737 CO2税: 3,156
ノルウェー	41,485 (円) ガソリン税: 34,733 CO2税: 6,752	28,507 (円) 自動車ディーゼルの税: 21,505 CO2税: 7,002	15,208 (円) 鉱油油税: 9,721 CO2税: 5,487		6,123 (円) CO2税: 6,123
スイス	36,422 (円) 鉱油油税: 36,422	33,943 (円) 鉱油油税: 33,943	10,367 (円) 鉱油油税: 138 CO2税: 10,229	9,848 (円) CO2税: 9,848	7,419 (円) 鉱油油税: 71 CO2税: 7,347
スウェーデン	40,580 (円) エネルギー税: 23,923.70 CO2税: 16,657	32,109 (円) エネルギー税: 13,603 CO2税: 18,506	22,317 (円) エネルギー税: 4,662 CO2税: 17,655	22,009 (円) エネルギー税: 4,125 CO2税: 17,884	64,995 (円) エネルギー税: 48,772 CO2税: 16,224
米国	5,468 (円) 燃料物品税: 2,265 石油流出責任税: 21 ニューヨーク州税: 3,182	5,378 (円) 燃料物品税: 2,698 石油流出責任税: 21 ニューヨーク州税: 2,659	21 (円) 石油流出責任税: 21	26 (円) 石炭物品税: 26	937 (円) 燃料物品税: 937
カナダ	15,794 (円) 輸送燃料税: 3,863 BC州炭素税: 2,548 BC州輸送燃料税: 9,383	13,861 (円) 輸送燃料税: 1,472 BC州炭素税: 2,822 BC州輸送燃料税: 9,567	3,432 (円) BC州炭素税: 3,432	2,179 (円) BC州炭素税: 2,179	7,243 (円) BC州炭素税: 7,243
オーストラリア	15,927 (円) 石油製品物品税: 15,927	14,305 (円) 石油製品物品税: 14,305	14,854 (円) 石油製品物品税: 14,854		9,352 (円) 石油製品物品税: 9,352
EU最低税率	20,846 (円)	17,210 (円)	672 (円)	223 (円)	397 (円)

(注1) 税率は2016年3月現在(ただし、日本の地球温暖化対策のための税は平年度(平成28年4月以降)の税率である。)

(注2) ガソリンは交通用・無鉛、軽油は交通用・重油・石炭・天然ガスについては産業用(加熱用)を前提としている。EU最低税率はEU指令(Council Directive 2003/96/EC)によって定められている。

(注3) オランダの天然ガスは年間消費量等によって税率が異なる。

(注4) 米国のガソリン・軽油はニューヨーク州税も加味。カナダのガソリン・軽油・重油・天然ガスはプリティッシュ・コロンビア州(BC州)の税制も加味。

(備考1) 各国政府資料の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m³)を、石炭・天然ガスについては「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)」による係数25.7(GJ/t)・43.5(MJ/m³)を用いて単位をそろえている。原油・石油製品に対して課税されている場合におけるガソリン、軽油及び重油の税率は、同令による「原油」の係数を用いて換算している。

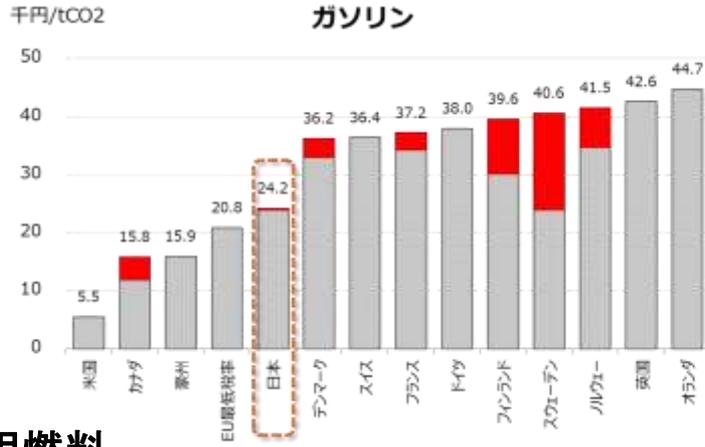
(備考2) 為替レート: 1USD=約108円、1CAD=約95円、1AUD=約94円、1GBP=約171円、1EUR=約135円、1DKK=約18円、1SEK=約15円、1NDK=約16円、1CHF=約116円。(2013~2015年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(備考3) エネルギー課税の固有単位当たり税率を、「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)」を用いて、CO₂排出量当たりに換算している。

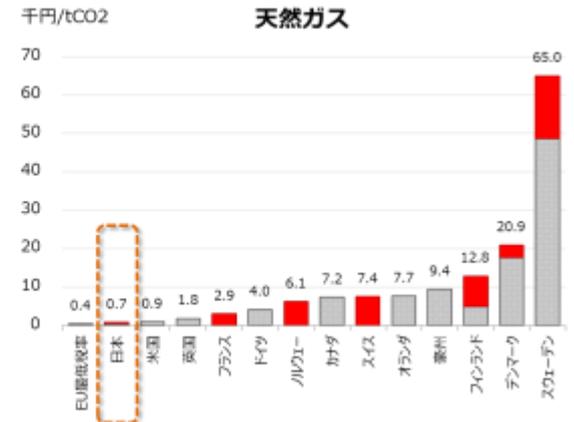
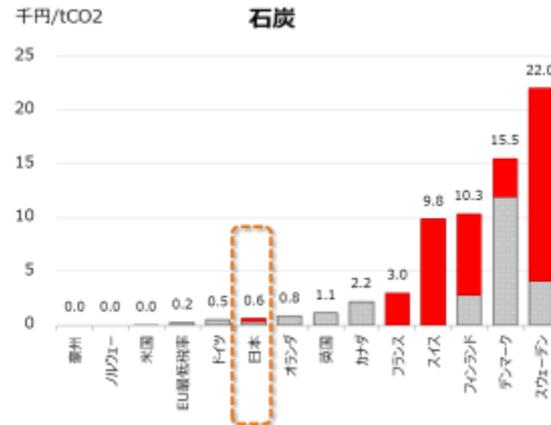
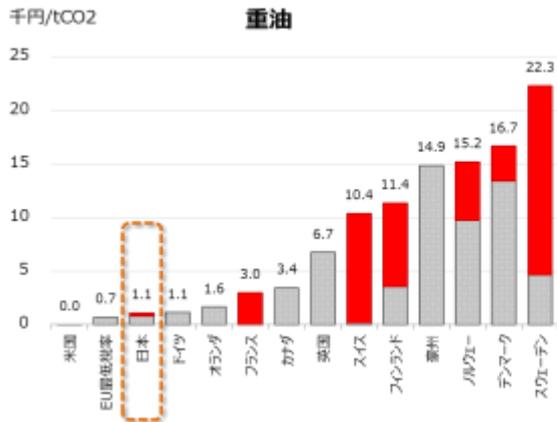
エネルギー課税の税率国際比較

CO₂排出量1トン当たりのエネルギー課税の国際比較

輸送用燃料



産業用燃料



(注1) 税率は2016年3月現在(ただし、日本の地球温暖化対策のための税は平年度(平成28年4月以降)の税率である。)
 (注2) ガソリンは交通用・無鉛、軽油は交通用、重油・石炭・天然ガスについては産業用(加熱用)を前提としている。EU最低税率はEU指令(Council Directive 2003/96/EC)によって定められている。
 (注3) オランダの天然ガスは年間消費量等によって税率が異なる。
 (注4) 米国のガソリン・軽油はニューヨーク州税も加味。カナダのガソリン・軽油・重油・天然ガスはプリティッシュ・コロンビア州(BC州)の税制も加味。
 (備考1) 各国政府資料の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m³)を、石炭・天然ガスについては「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)」による係数25.7(GJ/t)・43.5(MJ/m³)を用いて単位をそろえている。原油・石油製品に対して課税されている場合におけるガソリン、軽油及び重油の税率は、同令による「原油」の係数を用いて換算している。
 (備考2) 為替レート: 1USD=約108円、1CAD=約95円、1AUD=約94円、1GBP=約171円、1EUR=約135円、1DKK=約18円、1SEK=約15円、1INR=約16円、1CHF=約116円。(2013~2015年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)
 (備考3) エネルギー課税の固有単位当たり税率を、「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)」を用いて、CO₂排出量当たり換算している。

国内外における炭素税等の導入等に関する提言

スウェーデンの環境税制改革の取組み

- スウェーデンは、1991年に炭素税を導入および法人税の大幅減税を行う環境税制改革を実施。
- GHG排出量の削減とGDP成長の両立を達成し、環境と経済のデカップリングに成功している。

スウェーデンの炭素税の概要

項目	内容
税率	・1,120SEK(約16,700円)/tCO ₂
導入年	・1991年
課税対象	・EU-ETS対象外の部門
税収規模	・3,363億円(2014年)
税収使途	・一般財源に繰り入れられ、法人税の減税に活用
優遇措置	・コージェネを伴う発電は免税 ・産業・農業の税率は本則税率の60%(ただし、この優遇措置は2018年にかけて段階的に廃止予定)

炭素税率の推移

※家庭用が本則税率で
産業用は軽減税率。

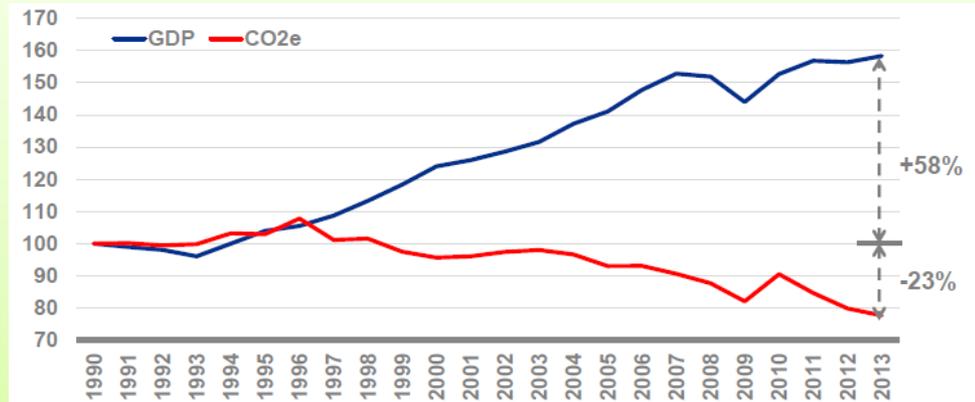
	部門	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
税率 (SEK/tCO ₂)	家庭用	1,032	1,032	1,060	1,060	1,060	1,120	1,120	1,120	1,120
	産業用	226	320	330	330	330	678	904	904	1,120

※燃料種別税率(2016年1月1日～)

ガソリン	2.59 SEK/L	灯油	3,204 SEK/m ³
軽油	3,204 SEK/m ³	重油	3,204 SEK/m ³
天然ガス	2,409 SEK/1000m ³	LPG	3,370 SEK/t
石炭	2,788 SEK/t		

環境と経済のデカップリング

- 1991年以降、環境財政改革による炭素税の導入、エネルギーへの付加価値税の適用及び法人税の大幅な引き下げにより、CO₂排出削減と経済活性化の両立を実現。
- 炭素税率は2016年1月時点で世界最高額の1,120SEK/tCO₂(約16,700円)。
- 法人税率は、1991年に従前の53%から30%への大幅な引き下げが行われた(2015年時点では22%まで引き下げられている)。
- 1990年を100とした場合、2013年にかけて**GDPは58%増加、CO₂排出量は23%縮小し、環境と経済のデカップリングに成功している。**



(図) 1990年の値を100とした場合のGDPとCO₂排出量の推移

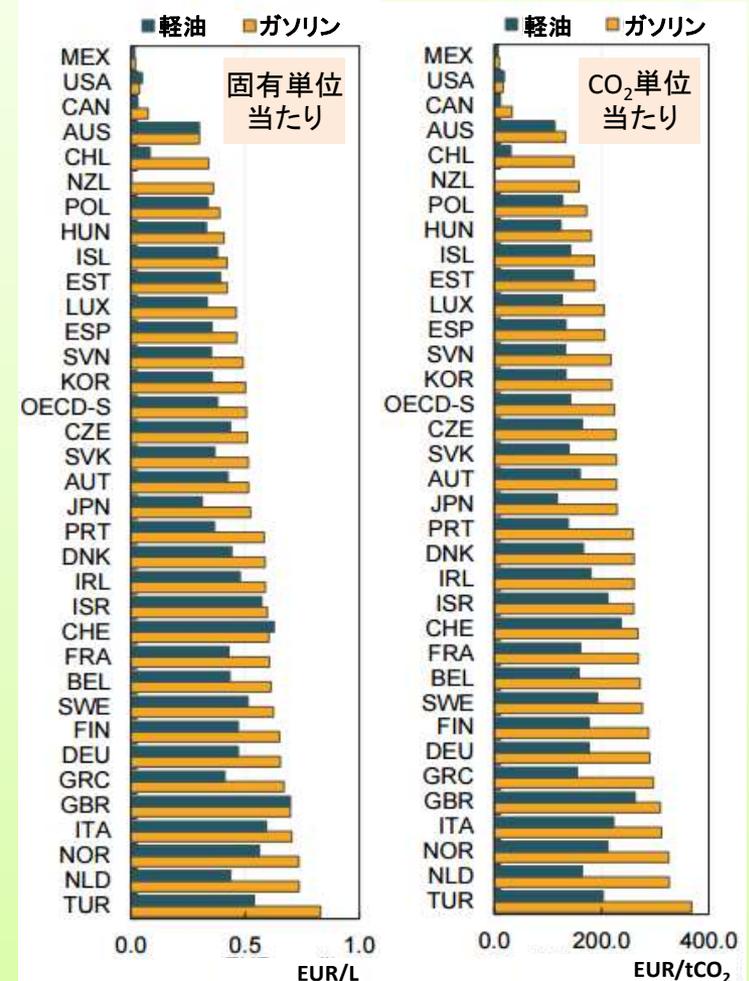
(備考) 為替レートは1SEK=約15円(2013~2015年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)
(出典) スウェーデン財務省, 2015, "Environmental taxes in Sweden"等より作成。

OECDによる軽油課税への提言

- OECDは、大気汚染や道路使用による外部費用を課税によって削減する観点から、軽油税率を引き上げるべきと指摘している。

OECD(2014)「The Diesel Differential」の概要

- 多くの国でガソリンよりも軽油の税率が低い(右図)。
 - OECD34ヶ国のうち33ヶ国において、1L当たり及びCO₂排出1トン当たりともに、軽油税率がガソリンより低くなっている。
- 軽油の消費がもたらす社会的費用に鑑みれば、軽油の税率を低くすることは不適切である。
 - 軽油を1L消費した場合のCO₂排出量はガソリンよりも高く、CO₂排出量1トン当たりに換算した場合の税率は、ガソリンより軽油が高くななければならない。
 - 大気汚染物質の排出量についても、軽油はガソリンを上回り、1L当たりの税率は軽油の方が高くななければならない。
- 軽油の方がガソリンよりも環境面から見て効率的という主張は正当化され得ない。
 - 税率が移動距離ではなく使用量ベースで課されている以上、環境面から見て、1L当たりの環境負荷(CO₂排出量及び大気汚染物質の排出量)が大きい軽油が効率的であるとは言えない。
 - 軽油税率が低いことによる経済上の便益はすべて自動車所有者にもたらされ、移動距離の増加というリバウンド効果につながる。
- 燃料や道路の使用による外部費用を削減するためには、幅広い政策を組合せて実施することが有効である。
 - 課税以外にも、燃費性能基準の強化は大気汚染の削減に有効であり、渋滞税や騒音税等の道路使用に対する課税は、外部性の削減に有効である。



(図) OECD34ヶ国における軽油およびガソリンの税率比較

IMFによる各国の適正なエネルギー税率の分析

- IMFが、CO₂主要排出国を対象に実施した調査によれば、多くの国において、CO₂排出削減及び健康被害緩和の観点から、すべての化石燃料の大幅な税率引上げが必要との見方が示された。

IMF(2014)「Getting Energy Prices Right」の概要

- 目的・対象** : 世界のCO₂排出量のトップ20の国を対象に、各国の適正なエネルギー税率を提示することを目的に、分析を実施。
- 算出方法** : CO₂排出削減費用および健康被害改善、渋滞緩和、交通事故の低減に係る費用を定量化し、適正な税率を算出。CO₂削減費用は、便宜的に、すべての国に一律の35USD/tCO₂を適用。
- 対象年** : データの入手可能性に鑑み、2010年における各国の税率を算出。

分析結果

■ 石炭、天然ガス、ガソリン、軽油すべての化石燃料について、CO₂排出削減および健康被害の観点から、多くの国において税率の引上げが必要。

- 石炭は大気汚染による健康被害の影響が大きく、CO₂排出削減費用およびコベネフィットを加味した適切な税率を導入すべき。
- 天然ガスは石炭と比較して大気汚染の被害は少ないが、多くの国においてCO₂排出量に見合う税率が課されているとは言えず、税率の大幅な引上げが必要。
- 多くの国において、輸送用燃料(ガソリン、軽油)に対して比較的高い税率が課されているものの、CO₂排出削減や健康被害改善の観点、さらに渋滞緩和の観点から、より一層の税率の引上げが必要。
- 適切な税率が課された場合、大気汚染による死者数削減やCO₂削減効果が得られるとともに、政府に多大な税収がもたらされる。

<日本における適正な燃料税率>

燃料種	推奨される適正な税率 [CO ₂ 削減費用分] ^(注)	現行税率 [温暖化対策税分]
石炭	約20円/kg(7USD/GJ) [約9円/kg(約3.3USD/GJ)]	1.37円/kg [0.67円/kg]
天然ガス	約36円/kg(約5USD/GJ) [約22円/kg(約3USD/GJ)]	1.86円/kg [0.78円/kg]
ガソリン	約119円/L(約1.1USD/L) [約13円/L(約0.08USD/L)]	56.6円/L [0.76円/L]
軽油	約152円/L(約1.4USD/L) [約11円/L(約0.1USD/L)]	34.9円/L [0.76円/L]

<適正な燃料税率導入による効果>

項目	効果(BaU比)
税収	GDP比 約1.1%
エネルギー起源CO ₂ 排出削減量	約25%
大気汚染による死者削減割合	約30%

(注)石炭については係数25.7(GJ/t)、天然ガスについては比重0.65(kg/m³)を用いて単位換算。為替レートは1USD=約108円(みずほ銀行為替レートの2013~2015年平均値)。(出典) IMF, 2014, "Getting Energy Prices Right".

IMFによる各国の適正な炭素価格の分析

○ IMFによれば、適正な炭素価格の観点でみると、各国の既存税制に基づく炭素価格は多くの国で不十分である。税収を法人税や所得税の減税に活用することで、追加的な便益がもたらされる。

IMF(2014)「How much carbon pricing is in countries' own interests?」の概要

- 目的・対象** : 世界のCO₂排出トップ20の国を対象に、各国の適正な炭素価格を提示することを目的に、分析を実施。
- 算出方法** : CO₂排出削減によるコベネフィット(健康被害削減、渋滞の緩和、交通事故による死亡の減少)を定量化し、適正な炭素価格を算出。
- 対象年** : CO₂排出量の直近のデータが得られる年を鑑み、2010年における各国の炭素価格を算出。

分析結果

■ 適正な炭素価格は、20ヶ国平均で57.7USD/tCO₂

- 米国36USD/tCO₂、中国63USD/tCO₂等、適正な炭素価格は国により大きなばらつきがある。(ブラジルでは国内の化石燃料消費が少なく大気汚染被害が小さい上、既存の政策によるコベネフィットが炭素価格によるコベネフィットを相殺し、マイナスとなっている)
- 一律の炭素価格よりも、各国固有の価格を適用した場合に、20ヶ国合計で得られる便益が23%上回る

■ 各国が適正な炭素価格を導入した場合、CO₂排出量がBaUと比較して13.5%削減される

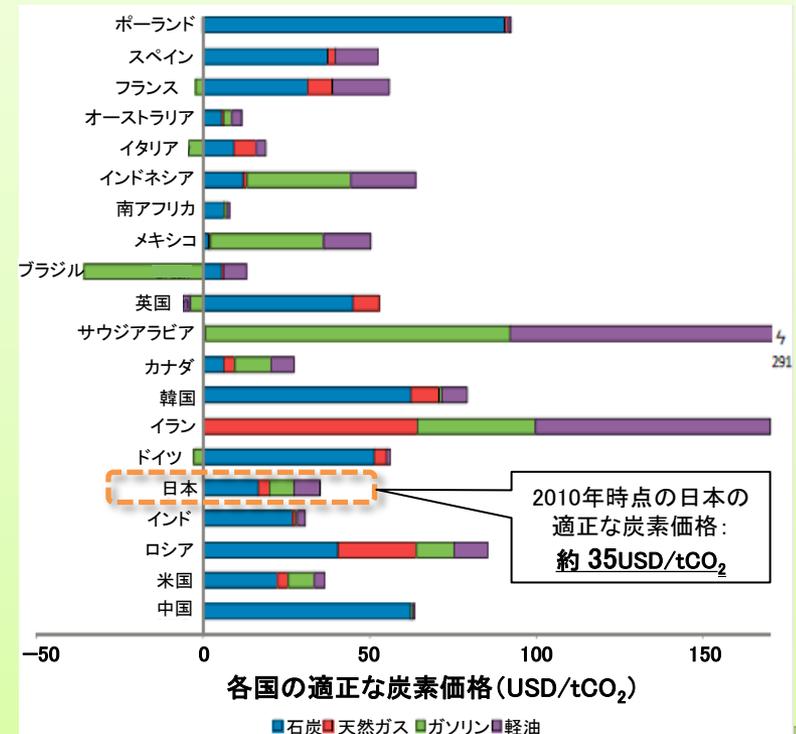
- サウジアラビアで40%以上、中国・ロシア等で15%以上の排出削減につながる

■ 20ヶ国平均でGDP比1.9%の税収をもたらす

- 適正な炭素価格は、中国・ロシア等ではGDPの6%以上、日本は1%程度の税収を政府にもたらす。

■ 税収が経済に歪みをもたらす税(法人税等)の減税に活用された場合、炭素価格付けにより得られる便益は上昇する

- 炭素価格付けは、より大きな財政改革の一部として導入されることが望ましく、税収を既存の経済にゆがみをもたらす税の減税に活用すべきである。



Japan-CLPの概要と炭素価格付けに関する提言

- Japan-CLPは、日本の政策立案者および企業や社会に対して、炭素価格付け等のインセンティブを与えることで、グリーン経済への移行を進めるべきと提言している。

Japan-CLPの概要

- 日本気候リーダーズ・パートナーシップ (Japan-CLP) とは、2009年7月、持続可能な脱炭素社会の実現には産業界の積極的な行動が必要であるという認識の下に設立した、日本独自の企業グループ。政策立案者、産業界、市民などとの対話を行っている。
- 2016年3月時点のJapan-CLPのメンバー企業は10社 (アスクル株式会社、イオン株式会社、オリックス株式会社、キッコーマン株式会社、佐川急便株式会社、新日本有限責任監査法人、DOWAエコシステム株式会社、富士通株式会社、株式会社LIXILグループ、株式会社リコー)、賛同企業は10社。

炭素価格付けに関連する提言

■ 大幅な温室効果ガスの削減を実現し得るような炭素の価格付けを進めるべき。

(Japan-CLP, 2015年3月2日, 「日本の気候変動政策に関する政策提言」)

- グリーン経済へ移行すべく、「排出にはコストを、削減には利益(価値)を付与すること(炭素の価格付け)」を進めるべき。具体的には、炭素税、排出量取引等の手段について検討し、大幅な温室効果ガスの削減を実現し得るような炭素の価格付けを進めるべき。
- 制度設計においては、日本の状況、影響を受ける産業セクター、国際競争力及び政策コスト等を考慮し、例えば炭素税を導入するならば、現在の温暖化対策税のように税収を補助金等で使用することによって温暖化対策を行うものでなく、企業や市民による自主的な低炭素社会への行動を促すものとすべき。
- 炭素の価格付けに加え、情報の周知や前向きな規制等を組み合わせ、実質的なグリーン市場の拡大を政策的に進めるべき(例:住宅省エネ基準の大幅強化等)。また、再生可能エネルギーは低炭素社会を実現するための重要なドライバーの1つであり、再生可能エネルギーの導入目標を早急に定め、系統強化、規制の合理化、コスト低減を図る技術開発などを進め、着実に導入量の増加を図るべき。

■ 政府が意欲的な目標というシグナルを発信し、その実現に向けて炭素価格付け等のインセンティブを付与すれば、企業は積極的に投資を行い、技術革新とイノベーションに挑戦する。

(Japan-CLP, 2015年5月29日, 「日本の温室効果ガス削減目標に対する意見書」)

- 消費者は環境意識を高めると同時に、より手ごろな価格で魅力的な低炭素製品を購入できる。企業によるイノベーションと消費者の行動変化による低炭素市場の拡大は、経済の好循環を生む。

OECDによる各国のエネルギー課税の分析

- OECDが41ヶ国を対象に実施した各国のエネルギー課税に関する調査によれば、多くの国において、輸送用燃料に対し産業用燃料よりも高い税率が課されており、特定の産業に対する減免措置や付加価値税率が適用され、エネルギー課税の効果を損ねている。

OECD (2015)「Taxing Energy Use 2015」の概要

目的・対象 : OECD34ヶ国および新興国(アルゼンチン、ブラジル、中国、インド、インドネシア、ロシア、南アフリカ)を対象に、エネルギー課税の動向について、調査・分析を実施。

対象年 : 2012年における各国の税率を調査・分析。

各国のエネルギー課税の比較

- 輸送用燃料(ガソリン、軽油)の税率は、暖房や産業プロセス、発電に使用される燃料の税率よりも高い傾向がある。
 - 石油製品の税率が他の燃料と比較して高い傾向にあり、多くの国で石炭税率が低いあるいは非課税である。
 - ブラジルを除き、輸送用燃料の税率が比較的高く、GJあたりおよびCO₂排出1トンあたりの双方において、輸送用燃料の中で軽油の税率がガソリンよりも低くなっている。
- 多くの場合、エネルギー価格の高騰によって影響を受ける特定の産業に対し、減免措置が取られている。
 - このような減免措置は経済全体におけるエネルギーの相対価格を変化させ、環境に対する負の影響をもたらすとともに、税収を縮小させ、代替エネルギーへの移行の妨げとなる。
- 多くの国において、エネルギー消費に対し低い付加価値税率(VAT)が適用されている。
 - このような措置は、エネルギーの経済全体における相対価格を変化させるため、各国において適切なエネルギー税率を検証する際に考慮されなければならない。

炭素価格付けに関するその他の提言

○ IPCC第5次評価報告書や世界銀行の報告書において、炭素価格付けの導入が推奨されている。

IPCC第5次評価報告書における炭素価格付けに関する言及

- いくつかの国では、炭素税が、GHG排出とGDPのデカップリングに寄与してきた
 - 多くの場合、産業部門に対して軽減税率が導入されており、生産方法や消費パターン、ライフスタイル、技術開発などの低炭素化が損なわれているが、こうした軽減措置は、政府による政策の実施可能性を高めたり、企業の競争力保護に寄与している。
 - いくつかの国では、高額な炭素税や燃料税が導入されているが、他の税の引下げに炭素税収を活用する等の環境財政改革を実施することにより、炭素税の導入を実現してきた。
 - 炭素税は政府に税収をもたらす、社会費用の削減に寄与するが、効果の程度は税収の活用次第で異なる。
- 炭素税は、再エネへの補助金等の政策と組み合わせることが可能であり、追加的な環境効果をもたらす

World Bank (2015)「State and trends of carbon pricing 2015」における言及

- 炭素税又は排出量取引制度による炭素価格が2015年8月末時点で世界の39ヶ国と23地域で導入されている。
 - 2012年以降、炭素価格付けを導入した国や地域は増加しており、約2倍となった。
 - これらの国や地域の排出量は、世界の年間温室効果ガス排出量の12%をカバーしている(うち4%が炭素税)。
 - 炭素価格は1~130USD/tCO₂と大きな差があるが、85%以上は10USD/tCO₂以下の価格によってカバーされている。
- 政府にとっては、炭素価格付けは排出緩和を行う手法であると同時に歳入源である。
 - ビジネスにとっては、企業内部の炭素価格(internal carbon pricing)を導入すれば、炭素価格の経営への影響を把握し、コスト削減や収入増の可能性を検証できる。
 - 投資家にとっては、炭素価格は投資判断に係る長期の気候変動政策の潜在的な影響の分析に使われ、より低炭素な活動への投資へシフトすることにつながる。
- 排出量取引制度と炭素税を併用する事例も増えている。炭素税は排出量取引制度への移行を見据え導入することも可能であり、またそれぞれで異なる部門をカバーすることも可能である。

企業による炭素価格導入に関する提言

- 2015年5月、欧州石油・ガス6社が、各国政府と国連に対し炭素価格の導入拡大を求める提言を提出。
- 2015年10月、世界の大企業14社が、COP21に先立ち、各国に炭素価格の導入を求める提言を発表。

欧州石油・ガス6社※による提言の概要

※参加企業は、BGグループ(英国)、BP(英国)、エニ(イタリア)、ロイヤル・ダッチ・シェル(オランダ)、スタイル(ノルウェー)、トタル(フランス)の6社。

提言

- 未だ導入例のない国・地域において、炭素価格を導入すること
- 各国のシステムを統合する国際的な枠組みを創設すること

提言の詳細

- 我々は、現状の温室効果ガス排出量のトレンドでは2℃目標を達成できないと認識している。世界の主要な石油・ガス企業として、我々はエネルギー需要に対し、より少ないCO₂排出量で対応しなければならない。
- 我々は企業独自の「シャドウプライス」を炭素に付与することで、適切な炭素価格について模索してきた。しかし、各国政府が我々のような取組を推進しなければ、炭素の価格付け制度が持続可能なものにはならない。未だ炭素価格を導入していない国・地域があるということは、企業の意思決定にとって不確実な要素である。
- 我々は、炭素価格付けにおいて多くの知見を有しており、国連や各国と公開対話の機会を設け、情報交換を行うこと、低炭素社会の構築に向けた役割を担うこと等が可能である。
- 炭素価格付け制度は我々にとり負担となるが、炭素価格付けが将来の投資へのロードマップを明確にし、地理的要因に囚われず世界のエネルギー資源を公平化し、より持続可能な将来の担保につながると考えている。
- 炭素価格付けは低炭素技術の開発を促すものであり、最もコスト効率的な炭素排出削減を実現するものである。

大企業14社※による提言の概要

※ Center for Climate and Energy Solutionsの主導により、Alcoa(アルミニウム)、Alstom(製造業)、BHP Billiton(鉱業)、BP(石油)、Calpine(発電)、HP(情報通信)、Intel(半導体)、LafargeHolcim(建設)、National Grid(電力供給)、PG&E(電力供給)、Rio Tinto(鉱業)、Schneider Electric(インフラ)、Shell(石油)、Siemens(製造業)の14社が参画。

提言

- 炭素価格付けの導入促進による民間企業の支援、リスク低減を行うことを求める

提言の詳細

- 長期的な政治シグナルの提示や透明性の確保、競争力の確保への配慮などの政策を環境の観点を取り入れながら実践していくために、各国に対し国際的な炭素市場を選択するよう要求する。この要求は、コスト効率的な排出削減を進めるために不可欠なツールである国際的な炭素市場の拡大や信頼性の向上につながるだろう。

炭素価格付けの導入推進の取組み

- 2015年12月のCOP21において発足した炭素価格付けリーダーシップ連合(CPLC: Carbon Pricing Leadership Coalition)は、21の政府と90以上の企業等による、炭素価格付けの導入を推進する組織。
- 2015年10月、上記連合の活動を後押しするため、炭素価格付けパネル(Carbon Pricing Panel)が新たに設置された。

炭素価格付けリーダーシップ連合の概要

- 2014年9月の国連気候サミットにおいて、74の国と1000以上の企業が炭素価格付けに対する支持を表明したことを受け、組織された。
- 2015年12月のCOP21において正式に発足、21の政府(国および州)、90以上の機関・企業が参加。企業競争力の維持・雇用の創出・イノベーションの促進・有意な排出削減の実現を可能とする施策としての「効果的な炭素価格付け政策」の実施拡大を目的としている。
- 炭素価格付けに関する国と企業の協力を促進するとともに、世界の先進事例を蓄積し、それらを通じて企業及び世界経済における炭素価格付け制度の実施を支援する活動を行う。

参加国	カナダ(アルバータ州、BC州、オンタリオ州、ケベック州、北西準州)、カリフォルニア州、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ノルウェー、スイス、スウェーデン、スペイン、チリ、メキシコ、カザフスタン、エチオピア、モロッコ
参加機関	UNFCCC、UNEP、The Global Compact、IMF、OECD、WWF、World Bank Group、Japan-CLP等
参加企業	BHP Billiton、BP、EDF、Enel、Eni、Nestle、Philips、PG&E、Statoil、Shell、Tata Group、Total、Unilever等

炭素価格付けパネルの概要

- 2015年10月、World Bank Groupの総裁(Jim Yong Kim氏)およびIMFの専務理事(Christine Lagarde氏)の呼びかけにより、炭素価格付け制度の導入をリードする組織として発足され、その後OECDが新たに加わった。
- 上述の炭素価格付けリーダーシップ連合の活動を補完するため、政治的な推進力(political momentum)を提供している。
- ドイツのメルケル首相、フランスのオランド首相の他、チリ、エチオピア等の首相が参加を表明しており、炭素価格付けの導入を後押ししている。
- ビジネスと公共政策の連携を推奨するため、炭素価格付けリーダーシップ連合に参加する企業も一部参加。

参加国	ドイツ、フランス、メキシコ、チリ、フィリピン、エチオピア、カリフォルニア州、リオデジャネイロ市
参加機関	World Bank Group、IMF、OECD
参加企業	CalPERS、Engie、Mahindra Group、Royal DSM

我が国における車体課税のグリーン化の動向

車体課税のグリーン化に関連する決定等

平成28年度税制改正大綱(平成27年12月16日自由民主党・公明党)(抄)

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

5 車体課税の見直し

自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率10%への引上げ時である平成29年4月1日に廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ平成29年4月1日から導入する。

環境性能割においては、税率区分として平成32年燃費基準を用いるとともに、平成27年度燃費基準も一部用いることとし、自動車の消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減を図る。環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年毎に見直しを行う。

平成27年度末で期限切れを迎える自動車税のグリーン化特例(軽課)については、基準の切り替えと重点化を行った上で1年間延長する。また、同じく平成27年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例(軽課)については、1年間延長する。なお、環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(軽課)については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃料水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。その際、累次の与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担としての性格等を踏まえる。

なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

2016年度以降の車体課税の見直し

○ 2016年4月以降、車体課税の見直しが行われ、グリーン化が強化されることとなっている。

	2016年4月	2017年4月	2018年4月
消費税	8%	税率引き上げ(10%)	
自動車取得税 (地方税)	エコカー減税の見直し ・ 燃費基準の置き換え	廃止	
自動車重量税 (国税)	エコカー減税の見直し ・ 燃費基準の置き換え	エコカー減税の見直し	
自動車税 (地方税)	グリーン化特例(軽課)の見直し ・ 基準の切り替えと重点化	排気量割(仮称)グリーン化特例の見直し	環境性能割(仮称)の導入
	グリーン化特例(重課)の延長		
軽自動車税 (地方税)	グリーン化特例(軽課)の延長	グリーン化特例(軽課)の見直し	環境性能割(仮称)の導入
	グリーン化特例(重課)の導入		

…法令で決定済みの事項

…平成29年度税制改正において具体的な結論を得る事項

(注) 自動車税及び軽自動車税の環境性能割(仮称)は自動車取得時に課税される。課税標準は自動車の取得価額とし、税率は燃費基準値の達成度に応じ0~3%の間で変動する。

2016年4月以降の車体課税のグリーン化(乗用車)

○ 2016年4月に自動車税のグリーン化特例(軽課)が強化され、2017年4月に自動車取得税が廃止されるとともに、自動車税および軽自動車税に環境性能割(仮称)が導入される予定。

税率および軽課・重課措置(2016年度)

軽課/対象車*	燃費性能		税率			軽課措置			
	平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準	自動車取得税	環境性能割(仮称)		エコカー減税		グリーン化特例	
				自動車税	軽自動車税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税
・次世代自動車 (FCV・EV・PHV・ CD・NGV)	-	-	家用:3% 軽自動車:2%	未導入	未導入	免税(初回・2回目)	非課税	▲75%	▲75%
・ガソリン車 (HV含む)	+20%超過	+20%超過				▲75%(初回のみ)	▲80%		▲50%
		+10%超過				▲50%(初回のみ)	▲60%	▲50%	▲25%
	達成						▲40%	軽減なし	
	未達成							軽減なし	
	+10%超過							軽減なし	
	+5%超過					▲25%(初回のみ)	▲20%		

※平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上Nox等の排出量が少ない乗用車

重課/対象車	重課措置	
	グリーン化特例	
	自動車税	軽自動車税
・ガソリン車、 LPG車: 13年超	税率 概ね+15%	-
・ディーゼル車: 11年超	税率 概ね+15%	-
・軽自動車: 13年超	-	税率 12,900円

税率および軽課・重課措置(2017年度以降)

軽課/対象車*	燃費性能		税率			軽課措置			
	平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準	自動車取得税	環境性能割(仮称)		エコカー減税		グリーン化特例	
				自動車税	軽自動車税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税	軽自動車税
・次世代自動車 (FCV・EV・PHV・ CD・NGV)	-	-	廃止	0%	0%	免税(初回・2回目)	廃止	▲75%	▲75%
・ガソリン車 (HV含む)	+20%超過	+20%超過				▲75%(初回のみ)			▲50%
		+10%超過				▲50%(初回のみ)		▲50%	▲25%
	達成		1%	1%				軽減なし	
	未達成		2%	2%				軽減なし	
	+10%超過							軽減なし	
	+5%超過					▲25%(初回のみ)			

※平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上Nox等の排出量が少ない乗用車

重課/対象車	重課措置	
	グリーン化特例	
	自動車税	軽自動車税
・ガソリン車、 LPG車: 13年超	税率 概ね+15%	-
・ディーゼル車: 11年超	税率 概ね+15%	-
・軽自動車: 13年超	-	税率 12,900円

平成28年度税制改正大綱において新たに決定された事項

平成29年度税制改正において具体的な結論を得る事項のため、現時点では2016年時点の制度を記載。

諸外国における車体課税のグリーン化の動向

車体課税の課税標準にCO₂排出量を採用する動き(欧州)

取得に係る課税			保有に係る課税		
1988年 欧州自動車工業会が欧州委員会と協議し自主規制によるCO ₂ 排出削減目標を設定。					
・2002年	イギリス	社有車税の課税標準をCO ₂ 排出量に変更。	・2001年	イギリス	自動車税の課税標準をCO ₂ 排出量に変更。
・2006年	フランス	自動車登録税へのCO ₂ 追加課税を導入。CO ₂ 排出量に応じ設定。	・2003年	フィンランド	車両税を導入。税率をCO ₂ 排出量と重量に応じ設定。
・2007年	ノルウェー	自動車登録税の課税標準にCO ₂ 排出量を追加。	・2005年	ベルギー	連帯貢献金制度(社用車のみ)を導入。料金をCO ₂ 排出量に応じ設定。
・2008年	ポルトガル	自動車税の課税標準を排気量とCO ₂ 排出量の併用に変更。	・2006年	フランス	社用自動車税の税標準をCO ₂ 排出量に変更。
	フランス	ボーナス・ペナルティ制度を導入。自動車取得時に、CO ₂ 排出量の大きい車に課金(ペナルティ)、排出量の少ない車に補助金を支給(ボーナス)。		スウェーデン	自動車税を導入。税率を種類、駆動方式、CO ₂ 排出量、重量に応じ設定。
	アイルランド	車両登録税の課税標準をCO ₂ 排出量と排気量の併用に変更。	・2007年	ルクセンブルク	自動車税の課税標準をCO ₂ 排出量に変更。
	スペイン	自動車登録税の課税標準をCO ₂ 排出量に変更。		ポルトガル	自動車流通税を導入。税率を車種、重量、排気量、CO ₂ 排出量に応じ設定。
	フィンランド	自動車登録税の課税標準をCO ₂ 排出量に変更。		・2008年	オランダ
			アイルランド	自動車税の課税標準を重量、排気量、CO ₂ 排出量の併用に変更。	
2009年 EUにおいて「CO ₂ 排出規則」(Regulation (EC) No443/2009 of the European Parliament and of the Council)が成立。					
・2010年	ラトビア	自動車登録税の課税標準をCO ₂ 排出量に変更。	・2009年	ドイツ	自動車税の課税標準をCO ₂ 排出量と排気量の併用に変更。
・2012年	オランダ	自動車登録税の課税標準をCO ₂ 排出量に変更。		フランス	自家用車保有税を導入。税率をCO ₂ 排出量に応じ設定。
			・2011年	フィンランド	自動車税の課税標準をCO ₂ 排出量に変更。

欧州主要国におけるCO₂排出量を課税標準とする車体課税の例

- ドイツ、フランス、英国等では、車体課税の課税標準にCO₂排出量を採用。
- 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車などの次世代自動車の税率は、全額又は一部が免除。

欧州主要国における車体課税の制度概要

(2016年1月時点)

国名	ドイツ	フランス	英国
課税段階	保有	取得	取得
税目/制度名	自動車税	Bonus/Malus制度	CO ₂ 追加課税
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量及び排気量を課税標準として課税(2009年～)。 * 2009年以前の登録車は、制度変更後も従前の課税標準(排気量)により課税。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車取得後初めての登録時に、CO₂排出量の大きい車に課税(malus)、排出量の少ない車に補助金を支給(bonus)。 	<ul style="list-style-type: none"> 中古車の登録時に、CO₂排出量の大きい車に追加課税。 * 2006年以前の登録車は、制度変更後も従前の課税標準(馬力)により課税。
税率	<ul style="list-style-type: none"> 排気量基準(100ccm当り):ガソリン車2.0€、ディーゼル車9.5€ CO₂排出基準:95gCO₂/km超の車に対し、超過1g当り2.0€ 	<ul style="list-style-type: none"> 60gCO₂/km以下の車の取得に対して、1,000～6,300€(購入額の27%以内)補助。 131gCO₂/km以上の車の取得に対して、150～8,000€課税。 	<ul style="list-style-type: none"> 200gCO₂/km超の車の取得に対し、超過1g当り2～4€課税。 50gCO₂/km超の車に対し、排出量に応じて2～27€課税。 190gCO₂/km超の車に対し、一律160€課税。
次世代車(EV等)の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> EVは重量(200kg当たり)に応じて11.25～12.78€課税。但し、新車登録後5年間免税、その後も税率の50%軽減。 	<ul style="list-style-type: none"> 110gCO₂/km以下でかつ出力10kW以上のHV車に750€補助。 	<ul style="list-style-type: none"> 200gCO₂/km以下は非課税。 HV(110g/km以下)は初年度から2年間非課税。 (特になし) EVは非課税。 1974年以前に購入した車(クラシックカー)は免税。

(注1) 乗用車の自動車取得時の登録料や付加価値税は含まない。但し、エコカー購入補助や非エコカー購入に対するペナルティは含む。
 (出典) ドイツ連邦政府、フランス環境エネルギー管理庁、フランス車両登録機関、英国政府、英国歳入税関庁等より作成。

EUにおけるCO₂排出規則について

- 2009年4月、欧州理事会・欧州議会において「CO₂排出規則」(※)が成立。
- 乗用車について、新車の企業別平均CO₂排出量を、2015年までに130g/km以下、2021年までに95g/km以下とする目標を設定。2025年以降の目標値についても欧州議会で検討が開始されている。

(※) Regulation (EC) No443/2009 of the European Parliament and of the Council

CO₂排出量の目標値

乗用車(新車)

2015年	企業別平均CO ₂ 排出量を130g/km以下
2021年	同排出量を95g/km以下

排出規則の具体的内容

項目	内容
段階的実施の過程	目標を達成しなければならない新車の割合 2015年目標 2012年:65%、2013年:75%、2014年:80%、2015年:100% 2021年目標 2020年:95%、2021年:100%
優遇措置(スーパークレジット)	CO ₂ 排出量が50g/km未満の車の台数のカウントの特例 2015年目標 2013年:3.5台、2014年:2.5台、2015年:1.5台、2016年:1台 2021年目標 2020年:2台、2021年:1.67台、2022年:1.33台、2023年~:1台 ※スーパークレジットの使用は、2020年~2022年の3年間で最大7.5g/kmまで。
ペナルティ	目標値を超過した場合の新車1台当たり課徴金 2018年まで 1g以下の超過:約650円(5€)、1~2g:約1,950円(15€)、 2~3g:約3,250円(25€)、3g以上:約12,350円(95€) 2019年以降 1g超過ごとに一律約12,350円(95€)

目標達成状況等

■ 目標の達成状況

2015年の目標値は概ね達成される見込み(2012年平均CO₂排出量は約130g/km)。但し、長期目標の達成には、EV等の更なる技術革新が求められている。

(目標達成により期待される効果)

消費者が130g/km以下の低燃費車の購入することにより、年間約4.4万円(340€)の節約(新規乗用車の寿命を13年とすると、合計で37.8万~49.9万円(2,904~3,836€)の節約)と試算されている。

■ 2021年以降の目標についての議論

2025年までの削減目標を68-75g/kmにするととの提案が、2013年5月末EU評議会において可決。今後、正式に採用されるかどうかはEU議会に委ねられる。

■ 商用車に対する規制(参考)

- 2011年6月に、商用車に対するCO₂排出規則も施行された。
- 2017年までに全新車の平均排出量を175g/km以下に抑制
 - 2020年までに同排出量を147g/km以下に抑制
(2010年現在の平均排出量は181.4g/km)

(出典) 欧州委員会(2014) 'Reducing CO₂ emissions from passenger cars'、欧州委員会・欧州議会(2009) 'REGULATIONS (EC) No 443/2009'、欧州環境局(2013) 'Monitoring of CO₂ Emissions from passenger cars - Regulation 443/2009'、欧州議会(2012) 'COMPROMISE AND CONSOLIDATED AMENDMENTS 1-5'、欧州委員会・欧州議会(2011) 'REGULATIONS (EU) No 510/2011'、欧州委員会(2013) 'Evolution of CO₂ emissions from new passenger cars by fuel type'、欧州委員会(2012) 'Further CO₂ emission reductions from cars and vans: a win-win for the climate, consumers, innovation and jobs'

(備考) 為替レートは、1€=130円。

米国におけるCO₂排出基準について

○ 米国では、乗用車及び小型トラックについて、新車の企業別平均CO₂排出量を2016年までに155g/km以下(※1)、2025年までに101g/km以下(※2)とする目標を設定。

(※1) Federal Register, Vol. 75, No. 88 (※2) Federal Register, Vol. 77, No. 199

CO₂排出量の目標値

乗用車・小型トラック

2016年	企業別平均CO ₂ 排出量を 250g/マイル(155g/km)以下 企業別平均燃費 35.5マイル/ガロン(mpg)(15.1km/L)以上 に相当
2025年	同排出量を 163g/マイル(101g/km)以下 同燃費 54.5mpg(23.2km/L)以上 に相当

<CO₂排出基準及び同基準に相当する燃費基準>

対象	単位	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
乗用車	g/マイル	225	212	202	191	182	172	164	157	150	143
小型トラック	g/マイル	298	295	285	277	269	249	237	225	214	203
乗用車・ 小型トラック	g/マイル	250	243	232	222	213	199	190	180	171	163
乗用車・ 小型トラック	mpg	35.5	36.6	38.3	40.0	41.7	44.7	46.8	49.5	52.0	54.5

2025年目標達成に向けた具体的措置

項目	内容
ペナルティ	目標値を超過した場合、原則新車1台0.1mpg(0.04km/L)超過につき、約660円(\$5.5)の罰金。
優遇措置	2017年から2021年まで低CO ₂ 排出車(EV、PHEV、FCV)に対する優遇措置実施: ① 排出量をゼロ(PHEVは電気使用時のみ)とカウント。 ② 台数算定時、EV・FCVは2.0~1.5台、PHEVは1.6~1.3台(年によって異なる)とカウント。

<乗用車・小型トラックに対する燃費基準の推移>

- 1975年に「エネルギー政策法」制定、1978年から企業別平均燃費規制(Corporate Average Fuel Economy: CAFE)導入。
- 1980年代半ばから2000年代半ばまで、乗用車と小型トラックの燃費の目標値は27.5mpg(11.7km/L)程度であった。
- 2007年、2020年までの燃費の目標値を35mpgとする内容を盛り込んだ「包括エネルギー法案」成立。2010年7月、目標を4年前倒しし、2016年までに燃費35.5mpg(15.1km/L)、CO₂排出量250g/マイル(155g/km)とする燃費基準が成立。なお、米国において初めてのCO₂排出基準。
- 2012年12月、2025年までの燃費の目標値を54.5mpg(23.2km/L)、CO₂排出量を163g/マイル(101g/km)とする新燃費基準が成立。

(出典) 環境保護庁(EPA)および運輸省国家道路交通安全局(NHTSA), 2012, 2017 and Later Model Year Light-Duty Vehicle Greenhouse Gas Emissions and Corporate Average Fuel Economy Standards; Final Rule, Federal Register, Vol. 77, No. 199 (Washington, DC: October 15, 2012), EPAおよびNHTSA., 2010, Light-Duty Vehicle Greenhouse Gas Emission Standards and Corporate Average Fuel Economy Standards; Final Rule Federal Register Volume 75, Number 88 (Friday, May 7, 2010) 等をもとに作成。

(備考) 単位は1ガロン=3.785L、1マイル=1.609m、為替レートは1ドル=120円。